

第66回定例会

南部町議会会議録

平成27年12月4日 開会
平成27年12月9日 閉会

南部町議会

第66回南部町議会 定例会会議録目次

第 1 号 (12月4日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会及び開議の宣告	3
○議会運営委員会委員長の報告	3
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○諸般の報告	4
○町長提出議案提案理由の説明	5
○陳情第1号の上程、委員会付託	9
○散会の宣告	9

第 2 号 (12月7日)

○議事日程	1 1
○本日の会議に付した事件	1 1
○出席議員	1 1
○欠席議員	1 2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 2
○職務のため出席した者の職氏名	1 2
○開議の宣告	1 3
○一般質問	1 3
夏 堀 文 孝 君	1 3

工藤幸子君	28
山田賢司君	33
八木田憲司君	40
川守田稔君	45
○散会の宣告	52

第 3 号 (12月9日)

○議事日程	53
○本日の会議に付した事件	54
○出席議員	54
○欠席議員	54
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	54
○職務のため出席した者の職氏名	54
○開議の宣告	55
○報告第15号の上程、説明、質疑	55
○議案第91号の上程、説明、質疑、討論、採決	66
○議案第92号の上程、説明、質疑、討論、採決	68
○議案第93号の上程、説明、質疑、討論、採決	70
○議案第94号の上程、説明、質疑、討論、採決	72
○議案第95号の上程、説明、質疑、討論、採決	73
○議案第96号から議案第100号の上程、説明、質疑、討論、採決	74
○議案第101号の上程、説明、質疑、討論、採決	77
○議案第102号の上程、説明、質疑、討論、採決	78
○議案第103号の上程、説明、質疑、討論、採決	81
○議案第104号の上程、説明、質疑、討論、採決	84
○議案第105号の上程、説明、質疑、討論、採決	87
○議案第106号の上程、説明、質疑、討論、採決	88
○議案第107号の上程、説明、質疑、討論、採決	95
○陳情第1号の委員長報告、質疑、討論、採決	96

○常任委員会報告	97
○委員会の閉会中の継続調査の件	98
○日程の追加	98
○町長追加提出議案提案理由の説明	99
○議案第108号の上程、説明、質疑、討論、採決	99
○閉会の宣告	100
○署名議員	103

平成27年12月4日（金曜日）

第66回南部町議会定例会会議録

（第1号）

第66回南部町議会定例会

議事日程（第1号）

平成27年12月4日（金）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長提出議案提案理由の説明
- 第 5 陳情第1号 若い人も高齢者も安心できる年金を求める意見書採択の陳情

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	松本啓吾君	2番	久保利樹君
3番	夏堀嘉一郎君	4番	坂本典男君
5番	滝田勉君	6番	西野耕太郎君
7番	山田賢司君	8番	八木田憲司君
9番	中舘文雄君	10番	工藤正孝君
11番	夏堀文孝君	12番	沼畑俊一君
13番	根市勲君	14番	工藤幸子君
15番	馬場又彦君	16番	川守田稔君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	工藤祐直君	副町長	坂本勝二君
総務課長	佐々木俊昭君	企画財政課長	西舘勝彦君
税務課長	西村幸作君	住民生活課長	川村正則君

健康福祉課長	福田 勉 君	農林課長	川守田 貢 君
商工観光交流課長	西村 久 君	建設課長	工藤 良夫 君
会計管理者	板垣 悦子 君	医療センター事務長	佐藤 正彦 君
老健なんぶ事務長	極 檀 藤 男 君	市場 長	中野 弘美 君
教 育 長	山田 義雄 君	学務課長	夏堀 常美 君
社会教育課長	赤石 裕之 君	農業委員会事務局長	中里 司 君

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長 根 市 良 典 主 査 留 目 成 人

◎開会及び開議の宣告

○議長（馬場又彦君） ただいまから、第66回南部町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。議事日程につきましては、お手元に配付のとおりです。

（午前10時00分）

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（馬場又彦君） ここで、本定例会の運営について、議会運営委員会の報告を求めます。
議会運営委員長。

（議会運営委員会委員長 根市勲君 登壇）

○議会運営委員会委員長（根市勲君） おはようございます。

去る11月27日に議会運営委員会を開催し、第66回南部町議会定例会の運営について協議をいたしましたので、決定事項をご報告いたします。

本定例会に付議されました事件は、町長提出の案件が報告1件、議案は条例など12件、平成27年度補正予算5件でございます。そのほかの案件として、陳情1件、常任委員会報告などがあります。

なお、陳情につきましては、所管の常任委員会に審査を付託することにしました。

一般質問は5名からの通告があり、一般質問通告一覧表のとおり行うことにしました。

以上のことを踏まえて、本定例会の会期は本日12月4日から9日までの6日間といたしました。

なお、会期中12月5日、6日は休日のため、12月8日は議案熟考のため休会といたします。

以上のとおり決定いたしましたので、理事者並びに議員各位のご協力をよろしくお願い申し上げます。議会運営委員会の報告といたします。

よろしく願いいたします。

○議長（馬場又彦君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（馬場又彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、3番、夏堀嘉一郎君、4番、坂本典男君を指名します。

◎会期の決定

○議長（馬場又彦君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の報告のとおり本日12月4日から9日までの6日間をしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

会期は本日から9日までの6日間と決定しました。

お諮りします。ただいま決定されました6日間の会期中、12月5日、6日は休日のため、8日は議案熟考のため休会にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

ただいまの3日間は休会とすることに決定しました。

◎諸般の報告

○議長（馬場又彦君） 日程第3、諸般の報告をします。

諸般の報告につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、朗読は省略します。

なお、監査委員から平成27年度定期監査の結果について報告がありましたので、その写しも併せて配布しておきます。

本定例会の上程は町長提出の案件が報告1件、議案は条例など12件、補正予算5件、ほかに陳情1件、常任委員会報告などがあります。日程により、それぞれ議題とします。

◎町長提出議案提案理由の説明

○議長（馬場又彦君） 日程第4、町長提出議案提案理由の説明を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、定例会の開会にあたりまして、ごあいさつと提案理由の概要について、ご説明を申し上げます。

本日招集の第66回南部町議会定例会を開会するにあたり、議員各位には何かとご多忙のところご出席をいただき、提出案件につきましてご審議を賜りますことに、厚くお礼申し上げます。

馬場又彦議長、夏堀文孝副議長の新体制となり、初めての定例会であります。

議会と行政は、車の両輪と例えられることもございますが、議会の場におきまして、しっかりとした議論をしながら、町民のため、より良い町政の実現を目指して参りますので、議員各位におかれましては、ご指導、ご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、今年度完了予定としておりました馬淵川の河道掘削等による改修事業は、掘削土量ベースの進捗率で、今年度末90パーセントであり、完成時期が平成28年度に延びることが、先日開催された馬淵川水系河川整備学識者懇談会にて、県から説明がありました。

今年は、幸いなことに大きな災害は発生しませんでした。私たちにとって、馬淵川のはん濫による大災害は、忘れることができないものでありますので、来年の台風時期までには何とか間に合わせるよう要望して参りました。

災害がなかったから良かったでは当然ありませんし、さらに町民の皆様にご安心していただきたいという気持ちは、私も議員各位も同じでありますので、先月、一緒に国会議員等に対して要望活動を行った次第であります。

これからも、安全・安心な町の実現のため、更なるご協力をお願い申し上げます。

数日前の新聞紙面に、青森県の農業人口が21パーセント減という見出しが載りました。平成27年の農林業センサスの概算値による数値ですので、市町村ごとの数値は公表されていませんが、当町の農業就業人口も減少していることが予想されます。

人口減少対策として真っ先に挙がることは、働く場の確保、所得の向上であります。当町の基幹産業は農業であり、農業が元気なことが、南部町全体の元気にもつながるはずであります。

若手農業者により設立された「南部農夢（なんぶのゆめ）」の活動や、南部太ネギの復活に取り組んでいる若手農家など、農家の方々の取り組みに大いに期待しながら、私たちも、町全体の問題として、同じ危機感を持ち、町としてできる限りの支援を行って参りたいと考えております。

11月29日、日曜日には、「ザ・鉄腕ダッシュ」で、南部太ネギの紹介、11月26日には、「何これ珍百景」で、100歳の、熊谷正一氏が紹介され、全国版のゴールデンタイムで紹介されたことは大変喜ばしいことでもあります。これからも全国に発信して参りたいと考えております。

それでは、町内の農作物の生育状況について簡単にご報告いたします。

まず、水稻につきましては、田植え以降、例年に比べ気温が高く、日照時間も多かったため、比較的順調に生育し、農林水産省が10月に公表した作柄概況は、青森県は全域で105のやや良で、全国トップとなっており、当町においても豊作であったと実感しております。

次に、リンゴであります。四月中旬に一部地域で発生した凍霜被害や、10月初めの暴風による落下や品質低下が心配されましたが、全体的には好天に恵まれて順調に生育し、十分な着果量となっており、平年をやや上回る出来栄となっております。

これら当町の農作物が、高く取引され、農業所得につながることを期待しております。

11月には、毎年恒例の産業まつりとして「ながわ産業まつり」と「ふくち特産品まつり」が、そして、先週の日曜日には、「なんぶりんご市」が開催され、町内外から多くの買い物客が訪れ、大いに賑わいました。

当町は、リンゴ、サクランボ、桃、ナシ、ぶどう、長芋、ニンニク、ネギなど、果樹や野菜の宝庫であるとともに、南部藩発祥の地であり、聖寿寺館跡、名久井岳の名刹、白華山法光寺や健康増進施設バーデパークなど、数々の資源を有する、素晴らしい町だと自負しております。

これらの魅力を達者村事業、グリーン・ツーリズム事業と連動させながら、あらゆる機会をとらえて、情報発信して参ります。

さて、今年度も残すところ4か月となりました。町では、現在、新年度予算編成作業中の真

っ最中であります。

待ったなしの人口減少抑制策、10月に行った健康宣言を契機とした、包括ケアの充実による健康寿命対策、産業の振興や防災対策など、町が取り組むべき課題について、町民の皆様の声に真摯に耳を傾けながら、また、本議会において、議員各位のご意見を賜りながら、より良い未来に向けた予算を編成して参りたいと考えております。

それでは、本定例会に提出いたしました案件であります。報告1件、条例の制定などの案件12件、平成27年度一般会計ほか、各特別会計補正予算案が5件の、合わせて18件でございます。順にご説明を申し上げ、審議のご参考に供したいと存じます。

まず、報告第15号、南部町教育委員会の事務の点検及び評価報告書の報告についてであります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、教育に関する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、議会に報告するものであります。

次に、議案第91号、南部町個人番号の利用に関する条例の制定についてであります。いわゆるマイナンバーが、今年10月5日に施行されたことに伴い、老人福祉法による措置事務や、児童手当の支給事務など、町の業務において、マイナンバーを利用するために必要な条例を制定するものであります。

次に、議案第92号、南部町農業委員会の委員等の定数に関する条例の制定についてであります。農業委員会の委員の選任方法が、選挙によって選出する方式から、市町村長による任命制へ移行したこと、及び、農地利用最適化推進委員の新設に伴い、必要な条例を制定するものであります。

次に、議案第93号、南部町特別会計条例の一部を改正する条例の制定についてであります。南部町ボートピア交付金事業特別会計について、一般会計に繰り入れても、これまでどおり町内の環境整備事業費、及び、地域づくり事業費として有効に活用できることから、特別会計の廃止に係る所要の改正を行うものであります。

次に、議案第94号、南部町町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。マイナンバー制度に関する取扱いが一部変更されたこと、及び、地方税の猶予制度について見直しが行われたことから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第95号、南部町浄化槽清掃業許可等に関する条例を廃止する条例の制定についてであります。これまでは、南部町で行っていた浄化槽清掃業の許可等について、三戸町と田子町と同様に、三戸地区環境整備事務組合が事務を行うため、条例を廃止するものであります。

次に、議案第96号、南部町立保育所条例を廃止する条例の制定について及び、議案第97号、

南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。平成 28 年 4 月 1 日から、町立幼稚園と町立保育園を民営化することに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 98 号から議案第 100 号までの財産の無償貸付についてであります。町立保育園の民営化に伴い、その敷地、及び、建物等を 10 年間無償貸与することについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第 101 号、工事請負契約の締結についてであります。名久井小学校校舎の大規模改修を行うための工事請負契約を締結するものであります。

次に、議案第 102 号、平成 27 年度南部町一般会計補正予算（第 3 号）についてであります。予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 94 万 6,000 円を追加し、予算の総額を 106 億 7,026 万円とするものであります。

主な補正要因といたしましては、普通交付税の確定等による増額分 1 億 5,000 万円を公共施設整備基金積立金へ積み立てたほか、道路維持補修及び街路灯修繕事業費の増として 431 万 7,000 円を計上したものであります。

次に、議案第 103 号、平成 27 年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）であります。予算の総額に歳入歳出それぞれ 73 万 8,000 円を追加し、予算の総額を 31 億 4,000 万 1,000 円とするものであります。

主な補正要因といたしましては、歳入に一般会計繰入金が増として 132 万 4,000 円を計上し、歳出に、保険給付費の支出見込額の増として、800 万円を計上し、保険給付費の財源不足に充てるため、財政調整基金積立金を 800 万円減額計上するものであります。

次に、議案第 104 号、平成 27 年度南部町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）についてであります。予算の総額に歳入歳出それぞれ 7,506 万 4,000 円を追加し、予算の総額を 27 億 1,972 万円とするものであります。

主な補正要因といたしましては、消費税増収分を活用した財政支援制度に、当町において、民間事業者が施設整備を計画している、認知症対応型共同生活介護施設、グループホームが該当したことから、歳入、歳出それぞれ 7,517 万 8,000 円を増額計上したものであります。

次に、議案第 105 号、平成 27 年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第 1 号）についてであります。予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 億 2,100 万円を追加し、予算の総額を 32 億 6,300 万円とするものであります。主な補正要因といたしましては、歳入に、受託販売収入の増として 3 億円。歳出に、受託販売代金の増として、同じく 3 億円を計上したものであります。

次に、議案第 106 号、平成 27 年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算（第 1 号）についてであります。予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,140 万 5,000 円を減額し、予算の総額を 3 億 9,870 万 7,000 円とするものであります。

主な補正要因といたしましては、歳入は、前年度繰越金の確定、及び、入所者の減による施設利用料の減額を一般会計繰出金で調整し、歳出は、臨時職員の賃金として 800 万円を減額したほか、入所者の減による需用費及び委託料の減として、合わせて 600 万円を計上したものであります。

次に、議案第 107 号、南部町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。マイナンバー制度の施行に伴い、保険料の徴収猶予等の申請書に、マイナンバーを付けることについて、所要の改正を行うものであります。

以上が、本定例会にご提案いたしました議案の内容であります。議事の進行に伴い、また、ご質問に応じまして、本職はじめ、副町長、教育長、担当課長より詳細にご説明いたしますので、慎重審議のうえ、何卒、原案どおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

なお、会期中に人権擁護委員 1 名の人事案件を追加提案させていただき予定しておりますので、付け加えさせていただき、提案理由とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（馬場又彦君） 町長提出議案提案理由の説明が終わりました。

◎陳情第 1 号の上程、委員会付託

○議長（馬場又彦君） 日程第 5、陳情第 1 号を議題とします。

本日までに受理した陳情 1 件は、会議規則第 92 条第 1 項の規定により、お手元に配付しました請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に審査を付託しましたので、報告します。

なお、教育民生常任委員会は本日、本会議終了後に開催します。

◎散会の宣告

○議長（馬場又彦君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

12月7日は午前10時から本会議を再開します。

本日はこれで散会します。

（午前10時22分）

平成27年12月7日（月曜日）

第66回南部町議会定例会会議録

（第2号）

第66回南部町議会定例会

議事日程（第2号）

平成27年12月7日（月）午前10時開議

第1 一般質問

11番 夏堀文孝

1. 南部町の財政の状況と独自の事業展開について

14番 工藤幸子

1. 除雪について

7番 山田賢司

1. TPPの締結に向けての町の取り組みについて
2. 地域担当職員制度の実情と、課題について

8番 八木田憲司

1. 南部町通学路交通安全プログラムについてお伺いします

16番 川守田稔

1. 町内地域再生への取り組みについて

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番 松本啓吾君	2番 久保利樹君
3番 夏堀嘉一郎君	4番 坂本典男君
5番 滝田勉君	6番 西野耕太郎君
7番 山田賢司君	8番 八木田憲司君
9番 中舘文雄君	10番 工藤正孝君
11番 夏堀文孝君	12番 沼畑俊一君
13番 根市勲君	14番 工藤幸子君
15番 馬場又彦君	16番 川守田稔君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工藤 祐直 君	副 町 長	坂本 勝二 君
総務課長	佐々木 俊昭 君	企画財政課長	西舘 勝彦 君
税務課長	西村 幸作 君	住民生活課長	川村 正則 君
健康福祉課長	福田 勉 君	農林課長	川守田 貢 君
商工観光交流課長	西村 久 君	建設課長	工藤 良夫 君
会計管理者	板垣 悦子 君	医療センター事務長	佐藤 正彦 君
老健なんぶ事務長	極 檀 藤 男 君	市場 長	中野 弘美 君
教 育 長	山田 義雄 君	学務課長	夏堀 常美 君
社会教育課長	赤石 裕之 君	農業委員会事務局長	中里 司 君

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長	根市 良典	主 幹	夏坂 由美子
主 査	留目 成人		

◎開議の宣告

○議長（馬場又彦君） ただいまから第66回南部町議会定例会を再開します。
本日の会議を開きます。
議事日程はお手元に配付のとおりです。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（馬場又彦君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の回数は3回までとし、制限時間は質問、答弁を合わせて60分以内とします。なお、制限時間5分前になりましたらチャイムでお知らせします。質問者並びに答弁者は簡潔明瞭にご発言願います。なお、通告外の質問は行わないようにお願いします。

それでは、これから通告順に順次発言を許します。

11番、夏堀文孝君の質問を許します。夏堀文孝君。

（11番 夏堀文孝君 登壇）

○11番（夏堀文孝君） おはようございます。

今定例会は議員改選になりましてから初めての定例会ということでございまして、その中で一般質問トップバッターということになりました。改めて、緊張しておりますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、きょうは福地小学校の皆さん、傍聴に来ていただきましてありがとうございます。小さいころから政治に興味を持っていただくということは本当にありがたいこととございまして。質問のほうもわかりやすく質問していきたいと思ひますので、理事者、議員の皆様方にはご協力のほどよろしくお願ひします。

それでは、早速質問させていただきます。

今定例会は、9月に行われました南部町議会議員選挙後初の定例会でございまして。新体制にな

ってから、議員各位の顔ぶれも大きくかわったわけでございます。そこで、そのことも踏まえまして、現在の南部町の状況、これからの展望についてお尋ねをいたします。

まず、第1点目といたしまして、財政の状況をお尋ねいたします。財政というのは、町のお財布のことでございます。9月議会では平成26年度の決算を認定したばかりでございますけれども、今年度、平成27年ももう既に年末を迎えまして残すところ3カ月、年度が残っているだけでございます。

そこで、わかる範囲でよろしいので、現在の公債費、基金の見込みはどの程度となっているのかをお尋ねしたいと思います。公債費というのは町が借りている、返さなければならないお金のことでございます。そしてまた、基金といいますのは、町が今ためている貯金のことであります。

また、昨年度に比べての公債費比率、その増減はどれぐらいになる見込みであるかを質問します。公債費比率といいますのは、借りているお金とためているお金のバランスを指標であらわしたものでございます。

また、合併してから10年目、節目の年となってございますが、合併当時から比べまして町の財政はどのように推移しているのか、その点もあわせて質問をいたします。

次に、2点目としまして、合併して南部町10年、特に取り組んできた南部町独自の事業、どういったものがあつたのか。国や県からこういったことをやりなさいと言われてやったことではなくて、南部町が独自に考えて町のためにこれをしたほうがいだろうと判断して行ってきた独自の事業ということでございます。そういったものの中に、農業関係、商工関係、子育て支援、また福祉関係など、どういったものがあつたのか、復習の意味でもお聞きしたいと思います。

また、今後取り組んでいかなければならない課題、たくさんあるかと思っておりますけれども、重点的に南部町としてどのような事業を進めていくべきか、どういったことを考えているか、その点をご質問いたしたいと思っております。

答弁のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（馬場又彦君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、夏堀文孝議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、今回の質問は、9月の議員選挙がありまして改選になり、新しい議員さんも6名ということで、そういうことからいろいろこの10年間の取り組みと、また町の財政等々、勉強してい

ただきながら、また参考にして次回なりに質問なり新人の皆さんも行ってほしいという思いのご質問だと思っております。私からも、今回のご質問に対しまして心から感謝申し上げたいと思います。

そして、きょうは福地小学校の6年生の児童の皆さんも傍聴ということで、どうしても専門的な用語がところどころに出てきますけれども、途中途中わかりやすく話をさせていただきながら答弁してまいりたいと思いますが、時間制限もございますので、中には説明できない部分もあると思います。そういう部分につきましては、どうぞ担任の先生方、学校に戻りましてからぜひわかりやすく、また後で児童の皆さんに教えていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、まず町の財政状況につきましてでございますが、町の財政には一般会計という会計、そしてまた特別会計というふうに大きく2つに分かれております。きょうはその中の特に一般会計について説明を申し上げますけれども、一般会計というのは、きょうは小学生が来ておりますので、小学校に係る予算、いろいろな部分があります。中学校に係る予算、道路をつくる予算、いろいろな通常住民の皆様提供していくサービスできる、そういうのをひっくるめたのが一般会計、あと特別会計というのはちょっとまた聞きなれない部分があると思いますけれども、国保会計とか介護保険とか、当町の医療センター、いわゆる病院の会計、町営市場もあります、そういう特別な部分でそれぞれが予算を設けている部分。その中で、一般会計は大体、毎年南部町は約100億円の予算で行っております。もう一つの特別会計においては、全部いろいろな特別会計を合わせまして、これもまた大体100億ちょっと。ですから、南部町の1年間でどのぐらいのお金が動いているかということになりますと、約200億円ぐらいが毎年使われているという状況でございます。

それでは、初めに現時点における公債費、基金の状況についてでございますが、先ほど夏堀議員からもわかりやすくありました、公債費、これは町が今までに借りてきたお金、これを毎年返していく部分、それがどのぐらいあるのかというのが公債費でございます。基金は、先ほども夏堀議員からもありました、わかりやすくいうと町がためている貯金であります。どのぐらい町にお金をためているか、こういうことでございますが、平成27年度の公債費、いわゆる返していく額の償還額でございますが、元金、利息、利子合わせて約20億1,600万円を見込んでございます。20億円を毎年返していく。3月の予算特別委員会でも申し上げましたように、本年度も昨年度と同様に利息の軽減を図るため、今までに借りていたお金、過年度に借り入れしてしまっていた地方債、これは町がお金を借りることを地方債、いわゆる借金でございます——については2億

8,510万円の繰り上げ償還を5月に実施しております。予定よりも早く2億5,000万円を返したということでございます。これによりまして、後年度、後に支払いが見込まれていたその分の利子、これが3,150万円の削減がそのことによって図られております。繰り上げ償還を除いた償還額は、あと今年度は17億3,000万円を払わなければならないということでございます。

町の地方債の残高、今まで借りていた町のいわゆる借金になるわけですが、平成26年度末では141億4,156万円でしたが、平成27年11月末現在では130億5,830万円と、約8カ月前に比較しますと10億8,326万円の減額となっております。減らしてございます。内訳としまして、繰り上げ償還分が2億8,110万円、9月の定時償還分が7億9,816万円となっております。

次に、基金の状況であります。いわゆる貯金をしている状況でございますが、奨学金などの定額運用基金を除いた平成26年度末現在高は86億7,623万円でございます。26年度決算剰余金の一部、1億8,200万円を積み立てましたので、平成27年11月末現在高は88億5,823万円が今、町として貯金されている金額になります。また、今定例会におきまして1億5,000万円の積立基金を計上してございますので、可決されれば、それを合わせて約90億円の基金、貯金をすることができるようになったということでございます。

次に、実質公債費比率の昨年度との比較でございますが、実質公債費比率は地方公共団体の財政構造の弾力性を判断する指標で、公債費に充てられる一般財源の額の標準財政規模に占める割合をあらわす比率でございますが、平成26年度は12.1%、この数字を少し頭に入れていただければと思います。12.1%でございましたが、県内の平均は13.1%となっております。県平均と比較しても、当町が低くなっております。なお、実質公債費比率につきましては、25%を超えた場合は地方債、いわゆるお金を町で借りたくてももうこれ以上おたくの町には貸せませんよという制限をされるのが25%。それよりも低い、現在は12.1%ですから、健全な財政が行われているということでございます。低いほうがいいということであります。

次に、平成27年度の見込みでございますが、昨年度実施した地方債の繰り上げ償還などによる元利償還金の減、または地方交付税、国から来るお金でございますが、これがふえたことにより、標準財政規模の増により、先ほど12.1%という数字を言いました。繰り上げ償還をすることによって、今10.7%まで下がる見込みでございます。

3点目でございますが、10年前の合併当時との財政面での比較についてであります。平成19年度決算から始まりました地方公共団体の財政の健全化に関する指標及び地方債残高、基金保有額について、平成26年度決算と比較して説明したいと思います。

実質赤字比率につきましては、いずれの会計においても平成19年度から赤字はありませんので、

比率は算定されておられません。算定されていないということはよいということでございます。次に、実質公債費比率は平成19年度21.3%、またこの数字も覚えていただければと思います。21.3%でしたが、新規地方債の借り入れの抑制、新しく借りるのをできるだけ抑えると、また早く借金を返していく、そういう繰り上げ償還の実施、また借り入れる地方債は借り入れる場合には過疎対策事業債という事業があります。それとあわせて合併特例債という借り入れの方法があります。これは100%借りた部分について70%が後に交付税で算入されて戻ってくる。ですから、実質的には100万かかったら70万後で戻ってくる、いわゆる3割の負担でいい。非常に優遇されている。こういうことを活用しまして取り組んでまいりました。その結果、21.3%であった平成19年、合併したとき、ここから12.1%に下げることができたということでございます。

また、町において将来負担しなければならない公債費、将来返済していかなければならないということの答弁でございますが、将来財政を圧迫する可能性を示した将来負担比率においては、平成19年度は163.2%であったものが平成26年度は負担額に対して充当可能財源、将来払っていく財源がしっかり確保されていますよということから、現在はこの比率は算定されておられません。これも、算定されていないということは非常にいい状況であるということでございます。

次に、地方債残高でございますが、いわゆる借金、借り入れをした残高は平成18年度末187億7,564万円でありましたが、平成18年度から平成21年度及び平成26年度において実施しました繰り上げ償還や地方債発行額の抑制に努めた結果、地方債残高は平成26年度末において141億4,159万円と、46億3,408万円を減らしてきた、減少してきたということでございます。さらに、国の地方交付税の財源不足を補うため、地方自治体が借り入れし、後年度の償還金の全額を国が補填しております臨時財政対策債の借入額を除いた額からいきますと、平成26年度決算額が89億6,171万円でありますので、平成18年度決算額と比較しますと68億2,065万円の借金を減らすことができたという結果でございます。

基金につきましては、定額運用基金を除いた基金保有額は、平成18年度決算では19億7,700万円でございます。合併したときは約20億貯金がありましたが、現在、平成26年度決算では86億7,623万円と、約67億円の貯金をふやすことができたということでございます。先ほども申し上げましたが、12月末現在でいきますと90億円と68億5,000万円ほど積み増しすることができる予定になっております。

財政につきましては、最後に簡潔に申し上げますと、合併当時より借金を68億円減らして、逆に貯金を約70億円ふやすことができる状況になったと。この10年間で140億円ぐらいの効果が出たということでございます。

それでは次に、合併して10年たったが、新生南部町として今まで行ってきた町独自の事業についてお答えを申し上げます。あくまでも町が単独で行って来た部分について重点的に答弁したいと思います。

まず、農業関係でございますが、1つは農業後継者対策として平成19年度から新規就農者支援事業を行っております。現在、国のほうでも行っておりますが、当町においては国の事業に先駆けて行ってまいりました。これは農業後継者育成と農業の活性化を推進する目的により、新規学卒就農者と新規農業後継者には1カ月当たり3万円を、新規定住就農者には1カ月当たり2万円を補助金としてそれぞれに3年間交付しているものであります。昨年度までの実績累計ですが、新規就農者は34名で、補助金総額は3,036万円となっております。

また、町が昨年度から若手農業者との意見交換会を重ね、担い手を育成するには組織化が必要との意見が出されたことから、組織化の準備を進めてきましたが、ことし8月に南部町内の若手農業者26名によって「南部農夢（なんぶのゆめ）」が設立しました。活動としましては、会員同士の情報交換や研修会の開催、先進地視察と研修などを通して地域の農業振興に取り組むもので、町ではその活動費の一部に充てるための補助を交付しているところでございます。

なお、来年1月には農業、商業、工業等の後継者を対象に、海外でのすぐれた経営及び技術を習得して、それぞれの業種における今後の取り組みに対して一層の向上を図るとともに、参加者相互の交流と地域活性化の進展に寄与することを目的として、台湾を訪問先とする農商工後継者等海外交流研修を予定してございます。

2つ目は稲作振興策であります。平成18年度から水田営農確立事業を行っております。これは、米の需給調整の実効性確保及び需給調整協力者の収入安定を図るために、対象作物の生産面積に対して10アール当たり1万円の補助金を交付しているものであり、昨年度までの補助金総額は2,545万3,000円となっております。

3つ目は同じく稲作振興策であります。平成23年度から米所得補償支援事業を行っております。これは、販売農家が米の生産数量、目標に従って生産する主食用米の作付面積に対して10アール当たり2,000円の補助金を交付しているもので、昨年度までの補助金総額は1,489万3,000円となっております。

時間の関係もありますので少しはしょっておりますけれども、児童の皆さん、大ざっぱな部分でもよろしいですから、こういうのをやっているんだなという感じで聞いていただければと思います。

4つ目は果樹振興策として、平成25年度から共同防除組織強化支援事業を行っております。こ

これは、共同防除組合のスピードスプレーヤーを更新する際に、更新費用の3分の1または200万円のいずれか低い額を補助しているものですが、昨年度までに6団体が更新し、補助金総額は1,176万4,000円となっております。

5つ目の農業振興策であります。平成18年度から有害鳥獣捕獲事業を行っております。これは、農作物や内水面漁業の被害対策として実施しているもので、南部町猟友会から農作物等に被害を及ぼすカラスやムクドリなどを駆除していただいているものでありまして、昨年度までの事業費総額は568万4,000円となっております。

これらのほかにも農業振興策として、地域農業の発展に寄与する活動をしている町内の各種農業団体、連絡協議会、実行委員会等へ、その活動費の一部を充てるために補助金を交付しているものであります。なお、雨よけハウスや桜桃、サクランボの選果機等の生産設備を導入する特産果樹産地育成・ブランド確立事業やニンニクの植付機等の省力化生産機械を導入する野菜等産地生産・販売力強化事業については、平成23年度から県単独の事業について農業者負担が事業費の2分の1となるように県補助に町が独自にかさ上げをしまして、プラスしており、昨年度までの補助金総額は1,745万3,000円となっております。基本的に県の補助金が3分の1しか出ないという部分においては、最低2分の1までは町もプラスして支援していこうということでございまして、これも近隣町村には恐らく半分まで補助というのはまずないと思っております。

次に、水害等でございますけれども、ことし、また昨年、おかげさまで大きな被害はありませんでしたが、大変被害の多い地域でもございます。災害につきましても、町独自に農地災害復旧工事特別補助金として、いわゆる補助事業に該当しない方々に対して町独自で補助金を出して支援を行っているところでございます。また、農作物被害者特別見舞金として、延べ404名、総額3,634万円ほどもまた水害時には支援をしております。

次に、商工関係でございますけれども、まず商工会運営費として商工会さんに約800万円ほどの補助を行っております。また、商品券発行事業特別補助金につきましては、今年度は地方創生交付金により4月と8月に分けて2回実施しました。合わせて1万セット、いわゆるプレミアム商品券でございますけれども、1万セット販売しておりますので、事業費も含めて1,100万円の補助を行っております。

次に、街コン事業補助金でございますが、商工会青年部さんをお願いしまして、若い方々の支援ということで、二十歳から45歳までの方々を対象にして実施しておりますが、そういう団体への補助金等も行っております。

また、小規模事業者経営改善資金利子補給、また中小企業融資制度保証料補給、いわゆる小規

模の方々の商工業の皆さんが借入れをしたときに、借入れに対して利息も払わなければならないわけでありまして、その利息分については町のほうも独自に支援をして負担軽減をして負担を少なくして頑張っていたいただくための事業も行っております。

次に、工業団地情報環境整備補助金でございますが、福地地区工業団地へいろいろな企業から来ていただいておりますが、当時は光回線、光ファイバーがまだ設置されておりました。企業でございますので、スピード感がなければ仕事ができないということで独自に支援をしましたが、おかげさまで現在は全町内に光ファイバーが整備されましたので、その補助自体は現在はなくなっております。

次に、達者村グリーン・ツーリズム関係でございますけれども、これは農業体験をしていただきながら南部町の町民の方々との交流を深め、また、できれば定住していただく方々もふえていただければなということで取り組んでいる事業でございます。一番最初取り組んだときは平成5年度でございましたが、そのときは1校38名から始まりました。現在は平成26年度、昨年度は24団体1,211名、今年度は予定も含め34団体1,335名の方々が来町する予定となっております。3・11のときの被害によりまして、当時来ていた団体さんが半分以下に減りました。当時は新幹線で福島を通過するだけでもだめだと、修学旅行生の保護者の方々がそういうことを言われるので、学校側としてもどうすることもできないということで大分減りましたが、現在は大体その震災前の団体数になっておりますので、また今後力を入れながらふやしてまいりたいと思っております。

次に、NPO法人青森なんぶの達者村でございますけれども、平成24年8月に若い農業者たちが組織をつくり、設立されたものでございます。現在、正会員36名、正団体会員2団体、賛助会員7名となっております。現在は主に修学旅行農業体験、グリーン・ツーリズム関係の事業を取り扱っていただいております。また、先般、11月29日の日曜日、7時から放映されました南部太ねぎでございますけれども、この取り組みも行っている組織でございます。今後また私もいろいろな部分で全国発信できるような取り組みをし、またメディアにも発信をしていきたいと思っております。皆さんも多分見られた方もあると思いますが、「ザ！鉄腕！DASH!!」において二十数分放映というのは、コマーシャル料でいきますと恐らく数億円、もしかすると10億円ぐらいのコマーシャル料を払わないと放映されないようなゴールデンタイムの時間帯でございました。若い人たちも頑張っております。

次に、子育て支援関係についてご説明申し上げます。平成24年度から実施しております子ども医療費助成事業でございますが、この事業の内容としましては、小学生及び中学校修了前までの

子供さんたちを対象として医療費の無料化を実施しております。なお、この事業での医療費の支給方法としましては、平成27年、ことし8月からでございますけれども、県内の医療機関で受診される場合においては、医療機関の窓口で受給資格者証と健康保険証を提示すると保険医療費の一部負担金を支払う必要がない、いわゆる現物給付、今までは病院の窓口で一旦支払いをしていただいで後で申請をしていただいで還付して戻ってくるという方法でございましたが、現在は窓口で支払いをしなくてもいいと。これは青森県内の病院であればどの病院でも対応できる、そういう提供を現在行っております。

また、共稼ぎの方々、学校から帰宅してもうちに誰もいない、そういう児童生徒の方々のために学童保育を実施しているところであります。この事業は他町村でも行っていると思っておりますけれども、今年度からは今まで小学3年生までだった対象者を小学校6年生まで拡大をして行っております。

そのほかにも子育て支援に関する健康対策としましては、中学1年・2年生を対象とした生活習慣病予防の若年検診も行っております。これも非常に中学生対象に生活習慣病予防を行っているというのは珍しいと思っております。先般、私どもも健康宣言をいたしました。その中でも、弘前大学の中路先生は子供のときからの取り組みは非常に大事だと言っております。そういう部分においては今後も強化してまいりたいと思っております。

次に、教育・福祉関係であります。温泉保養館無料利用事業、自殺対策事業及び教育灯油等について若干説明させていただきます。バーデハウスふくち、そして現在は名川地区にありますチェリウス、この2施設において年間お1人12回、これは65歳以上の方々を対象でありますけれども、無料で利用できる券を配布しております。現在の利用状況でございますが、昨年度の利用実績からいきますと、チェリウスが約6,000名、バーデハウスふくちが2万4,400名の利用となっております。

次に、自殺対策事業等でございますけれども、青森県立保健大学と共同で実施しております。ここについては、今までは対象者を壮年層、40歳から64歳までの方々を対象として取り組んでおりましたが、結果を見ていきますと若い方々も多いという調査結果も出まして、平成24年度からは35歳から60歳までの5歳ごとの節目の年齢の方々を対象としてございます。なお、今年度からはその対象者を25歳に引き下げてまた実施しているところでございます。また、自殺の原因に特に多いのがうつ病と言われておまして、その対策事業も行っております。一番大事なのはやはり早期発見、早期治療というのが一番効果があるわけございまして、そういう事業も行っているところでございます。

教育灯油でございますけれども、これは平成19年度に実は実施したものでありましたが、非常に灯油、ガソリンが異常に高かった年でございます。そのときに当町では独自の支援として、中学3年生、いわゆる受験を控えていた時期でございますので、3年生の受験生のいる世帯を対象に、特別に1世帯60リットルの灯油券を配布いたしました。これは全国的にマスコミで取り上げていただきまして、テレビでも南部町の取り組み、また直接ラジオの生放送で私も電話での取材ということで取り上げていただき、全国の自治体からも我が町も同じようなの取り組みたいということで、よろしいですかと、自治体が行うので確認は要らないわけですが、そういうふうにわざわざお電話をいただいたこともございました。ですから、私どもも必要なときには必要な支援をやっていくということを今後も心がけてまいりたいと思っております。

次に、その他の事業でございますが、少しはしょって申し上げます。今年度からは小中学生の学校給食費、全面無料化を行いました。年間予算でいきますと6,600万円ほど、約7,000万円弱の予算がかかりますが、ここは私ども、何とか財政的な見通しができたということで、全生徒、所得制限なく無償化を実施しました。これはやはり恒久的にしっかりとやっていかなければならないと思っておりますので、今後もしっかりと続けてまいりたいと思っております。

あと、当町において珍しいのは特色ある学校づくり支援事業、これはきょう先生方もおりますが、他町村から転校されるとすぐわかると思いますが、それぞれの学校さんに補助金を出し、ここだけは金は出すけれども口は出さないという約束のもとで、それぞれの学校が特色を持って子供たちが伸び伸びとその地域を生かしながら育ててほしいということで、単独でそれぞれの学校に支援している事業でございます。また、中学生においては海外研修、小学生においては国内交流ということで実施をしておりますので、今後も他校との交流、また海外、そういう部分も見てもらって成長していただきたいということで行ってございます。

また、これは全町に関する部分でございますが、合併当時は町内の街灯、防犯灯、南部地区は町で負担をしていたわけでありましたが、福地地区、南部地区はそれぞれの町内会さんが負担をしておりました。ここにつきましては、現在は全町内、街灯は町が負担していると。大きい町内会さんにおいては120万ほど電気料を払っていた町内会さんもありました。そういう額が全部、現在は町で負担しておりますので、町内会さんの活動としてもその分は別な部分でどの町内会さんも活用できるようになっているはずでございます。そういう提供も行ってまいりました。

また、国民健康保険税でございますが、これは大人の方々が対象でございますが、今年度から平成30年度までの4年間は国保税を引き下げて実施しております。そのほかに新築・リフォーム等の支援も行ってございますので、多くの方々が活用していただければと思っております。ま

た、多目的バスにおいては町内全域で運行してございます。そして、もう一点、我が町は学校が行う事業または部活動で県大会等、そういう部分においてかなりバスの運行をしてございます。学校に限らず、各団体、町内の団体においてもバスを利用できるようにしております、ここは私も他の学校に勤めている教員の方々からは、これだけ出しているところはないというふうによく言われます。私どももできるだけそういう部分において金銭面だけではない、そういう部分の支援というものをまた行ってまいりたいと思っております。

また、河川災害につきましては、現在、町独自で河川の監視カメラ3カ所をリアルタイムで見られるようにしてございます。まずは被害をなくする、人命第一、そのことを考えた場合に、まずは避難をするというのが一番大事になってまいります。そういう部分で、パソコン等からもリアルタイムで映像が出てまいりますので、できるだけ見て、人災は絶対なくしていくということで行ってございます。

また、そのほかに屯所等々におきましても、合併以来11カ所の消防屯所の建てかえをしてございます。これもまだ残っておりますし、早く完成してまいりたいと思っております。

そして、ソフト面でございますが、皆さんもご存じのように、いわゆる鍋条例、家族、職場、仲間のコミュニケーションを図ってほしいと、そしてまた鍋というのは健康増進、地産地消、そしてまた町のPRにもなっていく、まさに一石四鳥の条例だと思っております。全国的にも注目されておりますので、ここをもう少し力を入れてまいりたいと思っております。

今申し上げましたほとんどが町単独予算でもって行っているものでございます。今後もしっかりと住民の声を聞きながら、できるものについてはしっかりと取り組み、また我慢をしていかなければならない部分もしっかりと丁寧に説明をしながら取り組んでいきたいと思っております。

次に、今後、南部町としての課題、独自の事業の考え方についてでございますが、当町の歳入全体の約半分を占めます普通交付税、いわゆる国から来る交付税でございますけれども、合併特例期間の終了により、平成28年度から32年度までの5カ年で段階的に削減がされていきます。削減となる額につきましては、平成27年度、今年度の普通交付税交付額をもとに算定した場合は、5年後の平成32年度に約8億2,000万円が減額される見込みでございます。ですから、来年度から1億幾ら1億幾らというふうに段階的に減らされていき、5年後には現在よりも8億2,000万円が減るという状況になります。

また、普通建設事業を実施するに当たって発行されております普通交付税算入率の高い、先ほど申し上げました過疎対策事業債でございますけれども、これについては平成28年3月31日までに過疎地域自立促進特別措置法の有効期限でありました来年3月でこの事業も終わるという予

定でしたが、平成33年まで延長されることになりました。現在、平成28年度から32年度までの5カ年計画を策定しているところでございます。しかしながら、平成33年3月31日をもって法律が効力を失いますので、平成33年度以降の過疎対策事業債の発行はできなくなるものと想定しております。

同じく交付税算入率の高い、先ほども若干言いました合併特例債につきましても、平成24年に公布されました。東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律によって5年間の延長期間が終了しまして、平成32年度で発行期間が終了することになります。ですから、合併特例債も今の状況でいきますと、32年度で終わってしまう。過疎債もさらなる延長がなくなると、32年度で終わってしまうと。非常に両事業は町にとっては70%交付税で戻ってくるということですので、この影響というのはかなり今後出てくると思ってございます。我々もさらに延長してもらうように働きかけはしていくわけですが、ここの部分が今後影響が出てくる、ここを見据えて町の財政で事業を取り組んでいかなければならないと考えてございます。

ですから、その期間までにできるものはやっぱりやったほうが良いという事業等々も今後出てくるわけでありまして、ここはまた議員の皆さんともそれぞれいろいろ議論、相談をさせていただきながら取り組んでいくと。その5年後、そういう事業がなくなったときに、それでも現在やっている事業、サービスを提供できる、そういうために現在、基金、貯金のほうも90億円まで蓄えて、災害があったとき、いろいろな、よもやのときがあったときにしっかりとできる体制をとっていかなければならないのがまた私どもの責任でもあったらと思ってございます。そういう部分で非常に厳しい状況にも今後なってくるということもお話をさせていただきたいと思っております。

喫緊の課題は人口減少が特に南部町に限らず、日本国全体でもう人口が減る、これはもう間違いないわけでごさいます、当町も同じであります。いろいろな事業をしながらできるだけ、現在よりもふやすというのは少し物理的に非常に難しい部分が出てくると思いますが、減っていく数を緩やかにしていく。そのためにもいろいろな事業が必要だと思ってございます。

最後に、この10年間、先ほども言いました68億の借金を減らし、逆に70億の預金をふやすことができた。かといって、当町は事業をしてきていないわけではない。近隣に比べれば、事業数は私は多い。これはなぜか。いろいろ先ほど言った過疎債、合併特例債、そういう優遇された部分を活用しながら同じ事業でも行う、そういうことで取り組んできたわけでごさいます。ここにつきましては、できるだけそういう事業を展開し、町民の皆様の協力、そしてまた議員の皆さんのご理解、そしてまた職員も財政健全化に向けて努力してくれた結果、こういう結果になっていると思っております。毎年返済する額、いわゆる公債費、返済する額より借入額、地方債、これを少なく

していくことによって借金は減っていくわけですし、毎年返すお金よりも借りるお金のほうが多いということになれば、将来返すお金がふえていくということになるわけですので、このバランスをしっかりとりながら取り組んでいきたいと思っております。今後も将来の子供たちの負担にならないよう、有利な補助事業、また過疎債、合併特例債を活用し、計画的なまちづくり、元気な南部町を目指してまいりたいと思っておりますので、議員の皆様方からもさらなるご支援、ご協力をお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。少し残り時間少なくなりました。申しわけございません。

○議長（馬場又彦君） 再質問はありませんか。夏堀文孝君。

○11番（夏堀文孝君） 本当に詳しい説明で、わかりやすく聞かせていただきました。ありがとうございました。

再質問でございますけれども、今、町長から答弁いただきました、基金を合併以来67億ふやしたという中で、そういった中でもこういった多くの町単独、町単費の予算を使っている事業をされている。これは本当に敬意を払いたいですし、理事者側の皆様のご努力を評価したいと思っております。

その中で、再質問でございますけれども、基金もためているということでございますけれども、これから5年間交付税も減らされていく。そういった中で、財政課長に少しお話を伺いたいたいです。現実問題として今、事業をしていく中で、基金はどれぐらいのベースがあれば安定してやっていけるのか。大体具体的な数字の部分があれば、それをお知らせしていただきたいと思っております。

それと、事業のほうの関係でございますけれども、国では今、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略、いわゆる地方版総合戦略を策定しなさいということで、当町も今つくっている最中かと思っておりますけれども、最近新聞を見ますと、やはり総合戦略の中では重要な問題として子育て支援、そして定住促進、こういったものを取り上げてきている市町村が多くなってございます。そういった中で、当町は子育て支援、定住促進といったものに関してどういうふうに取り組んでいくのか。また、そういったものに対しての新しい事業、町長の中で秘めているものがあれば少しでもよろしいので発表していただければと思います。

○議長（馬場又彦君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 今、当町もまち・ひと・しごと創生総合戦略、計画、大体最終に近づいてまいっております。そこでまた具体的な将来人口の数字というのも出していくわけですが、間違いなく減っていくという数字になります。ここをできるだけ、先ほども言いました、緩やかな減少にしていくためにさまざまな子育て支援策、また若者定住促進策、これを強化していかなければならないと思っておりますので、今後も今行っている子育て支援に加えて、今、町のほうも町有地の空き地も結構ありまして、そういう中で住宅として提供できるところを今担当課のほうに整理させております。そういう部分を整理しまして、ここについては安価な価格で提供したいなど思っておりますので、ここは場所を最終的にどこにするかという部分、点在もしております。そういう部分含めて、どの程度の安価にするか、これは従来、通常で考えられる金額にしようとは私自身も思っておりません。何とか若い方々も安く取得できる、そういう部分を新年度以降、ちょっと計画に入れてまいりたいと思っております。

基金のほうは安定、幾らぐらいだという部分についてはまた担当課長から答弁したいと思います。

○議長（馬場又彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西舘勝彦君） 基金についてのご質問でございますが、私のほうで今現在考えているのは、今の額を維持したいというのは考えてございます。といいますのは、先ほど町長の答弁にもございましたが、平成32年をもちまして交付税の関係の合併特例が終了します。さらに過疎対策事業債の発行も難しくなると。もう一つが合併特例債、これは間違いなく32年度で終了となります。こういうふうな形の交付税の算入率の高い有利な地方債というのが32年をもちましてなくなるということを考えた場合、これからの財源維持、何か例えば災害とかがあった場合の対応としましては、やはり今の基金の額はある程度確保したいというふうには考えております。

以上であります。

○議長（馬場又彦君） 夏堀文孝君。

○11番（夏堀文孝君） 基金に関しては現在の部分、会社をやっても年間の予算分は貯金があれば、それは銀行などから見ても安定した会社であるという評価を受けるわけでございますの

で、維持していただきたいなと思うところはございます。

子育て支援、定住促進、この間も新郷村で定住促進をやっておられましたけれども、今、町長おっしゃいました土地の安価な部分、私はいっそ一つにまとめた部分で町で買い上げた部分をただあげてもいいんじゃないかなと。そういうふうな思い切った政策も必要かなと思っています。その中で密接に絡んでくるのが財政、そういった部分で、ある程度使わなければならないときには思い切って使う、それも必要かなと思っています。

そんな中で、ふるさと納税もそうですけれども、過度なプレゼン合戦といったものがすごく目立ってきています。この定住促進、子育て支援にしても、そういったものが過度になってくるような気もします。そういった部分に関して、余り過密にならないように、どの辺で線を引いて町としてそういう事業をやっていくのか、その辺もいろいろと検討するべきだなと思っています。

そういった部分で今回の私の質問を終わりたいと思いますけれども、今、再質問、再々質問の中で、町長、最後に何かございましたらお話をいただいて、質問を終わりたいと思います。

○議長（馬場又彦君） 町長。

○町長（工藤祐直君） まず、子育て支援等については、新郷村さん、非常に新聞等でも私も拝見させていただきました。私どもも同じような部分にはできないかもしれませんが、商工会さんのほうにも一緒に組んでやれるようなものもないか、建物は建てて、一つの共同の組合づくりなり、建てて、そこを提供すると。いろいろなやり方がありますので、ここは今後、建設部会さん含めながら、どういうふうになれば一番いいのかというのはやっていきたいと考えております。

また、基金でございますが、財政担当課長からするとやはり今の基金を堅持していきたいというような、課長からすれば当然だと思いますが、ただ、正直、現在の90億円の基金というのは他町村に比べれば恐らく多いと私も思っております。ただ、これは将来の部分考えたときに、ここまでは持っていかなければならないという部分がありましたが、5年後減っていく部分もありますけれども、従来から私申し上げてきました、使わなければならないときは使うんだと、そのために基金をふやしてもきたんだと。今後使わなければならないという部分は出てくるだろうと思っています。そういう部分はしっかりと住民の皆さんに活用できる部分での使い方というのは考えながらやっていきたいと思っております。

ふるさと納税につきましては、今非常に過剰なサービス合戦でございまして、当町は今までありませんでしたが、今年度から1万円の納税の方々には3,000円分ぐらいですか、1万円・3万

円・5万円とそういう段階にしておりますが、今までなかった分よりは非常に多くなってきておりまして、私どもは季節ごとの果物を中心的にお返ししております。当町の果物、農産物を生かした部分で過剰にならないように、基本的なふるさと納税はどういうことなのかということを中心に、町のサービス、PRにもつなげてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（馬場又彦君） これで夏堀文孝君の質問を終わります。

ここで11時15分まで休憩します。

（午前11時02分）

○議長（馬場又彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時15分）

○議長（馬場又彦君） 一般質問を続けます。

14番、工藤幸子君の質問を許します。工藤幸子君。

（14番 工藤幸子君 登壇）

○14番（工藤幸子君） 皆様、早速でございますが、さきに通告をしておりました除雪について町長にお伺いいたします。

歩道や通学路、ひとり暮らしの老人等、除雪サービスの現状と、子供たちや高齢者に優しい取り組みがなされているのか。

ことしも元気な子供たちが私の家の前を大きなかばんを左右揺るがしながら、初冬のみぞれの中を走り過ぎていきました。やがて本格的な冬が到来し、道路いっぱいには雪が積もります。その後から除雪車が来て、道路上の歩行帯、また家の前や歩道いっぱいには雪を押し固め、雪の山をつくります。子供たちが通る道がなくなり、盛り上げた雪の山に上り始めます。かたくなった雪が滑り台になり、車道に落ちないようにしなければならず、か弱い子供の足で踏んで頑張っています。まかり間違えば、車道へ落ちることもあります。全く北国の冬の鬼風情であります。そこで我が町は自治体があるのかと考えさせられます。そこで、地方住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政は自主的かつ総合的に実施する役割を担わなければなりません。

今の私たちの生活のほとんどは、政策のあり方次第であると言っても過言ではありません。例えば数十年前までであれば、多くの家が井戸を利用して水を得ておりました。でも、今は水道の蛇口をひねって水が出るまでのシステムの背景にはさまざまな政策が絡んでおります。現在では、井戸ですらその水質を確保するためには、環境対策などの政策なしには成り立ちません。

このように、生活のほとんど全てに政策が影響を及ぼしている社会であります。つまり、このような社会は、国のような一つの主体が全国の隅々まで状況を把握して問題に対処するということはできないかもしれませんが、しかし、役割を分担して権限をはっきりさせて個々の問題を対応していかないと、大切なことでもおくれることにもなりかねません。

そこで、1970年、公害や環境汚染、地域社会で苦しんでいる人が多い時期ばかりではなく、自分たちの町は自分たちで積極的につくるという意味もあり、自治体をもう一つの政府という意味で、国は自治体政府または地方政府と称し、存在価値を高めているのであります。

我が町は少子化が日一日と待たずに進行しているのにもかかわらず、北国に位置する南部町の子供たちが安心して学校への行き帰りができるようにしなければなりません。除雪で盛り上がった道をどのような雪道か判断しながら通ればよいのか。この質問は数回ありながらも、再度質問いたしました。よりよいまちづくりのために、また、子供たちや高齢者の安全のためにもぜひぜひお考えいただきたい。町長のご答弁をよろしくお願い申し上げます。

○議長（馬場又彦君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、工藤幸子議員にお答えを申し上げます。

まず、歩道、通学路やひとり暮らしの老人など、除雪状況についてのご質問でございますが、歩道除雪につきましては延長約47キロメートルを積雪がおおむね15センチ、歩道が設置されていない通学路につきましては車道除雪として積雪がおおむね10センチで降雪状況や直接現地を確認し、除雪計画に基づいて業者委託及び地域ボランティア活動によって実施しているところでございます。なお、歩道、車道の排雪につきましては、時間、経費とも大きくなり、通常は実施していませんが、大雪により歩行者が通行困難となったところは緊急の対策として実施しております。

また、ひとり暮らし高齢者等の除雪につきましては、現在、町内の中には地域住民の協力によりまして、ひとり暮らし高齢者世帯等の除雪が行われているところもございます。

また、町社会福祉協議会では、名川、南部、福地の3地区でそれぞれ対応が異なっていたひとり暮らし高齢者世帯等への除雪体制につきまして、昨年度より赤い羽根共同募金の配分金を活用しまして、ボランティア保険料を全額負担することで各町内への周知、昨年度は18町内会165名の町民の方々がボランティア保険に加入した上でひとり暮らし高齢者世帯等の除雪活動を実施していただいている状況でございます。

なお、平成26年3月に記録的な大雪に見舞われたところですが、健康福祉課の全職員が手分けをして電話連絡をし、除雪のできないひとり暮らし高齢者世帯、あるいは高齢者のみ世帯を訪問し、玄関先から道路までの雪かきを行ったところでもございます。

今後は除雪につきましては地域住民の協力をいただいて、歩道除雪機をふやすなど現状を強化し、町道の交通確保や子供たちと高齢者が安全に歩行できるよう努めるとともに、ひとり暮らし高齢者世帯等の除雪につきましては、豪雪の際には役場全庁挙げての取り組みというのも考えていかなければならないと思っております。

雪に関しては非常に道路の除雪だけにおきましても、今、町内の業者さんも除雪機を今後も購入できないという業者さんも出てきております。町のほうで今年度も急遽対応するのは、リースで借上げをして、運転業務は業者さんに委託すると。こういう部分は今後もまたふえてくるのかなと思っておりますし、今までにも除雪自体対応できないという業者さんも出てきております。非常に深刻な問題になってくるなと思っておりますので、まず我々も関係業者の皆様方とも今後の見通し等々も相談させていただきながら取り組んでいかなければならないなと思っております。

そしてまた一つは、全てもう行政でというのは非常に難しい部分が現実的にあるわけですし、やはり自助、共助、そして公助と、そういう役割分担といいますか、地域の皆さんにもまた取り組んでもらえるという部分をしっかりとつくっていかねばならないと思っております。それぞれの地域の方々がボランティア的に機械を出してやっていただいている地域も見かけられます。そして、そういうふうに行っている方々とお話をさせていただくと、何と云えばいいんでしょうか、1人だけといいますか、やってとか、いい意味じゃなく、悪いような意味合いでとられるときもあるというふうな話を聞きました。やってもいいんだけど、変に変なほうで思っている方々もあるので、何かすごくやりにくいという、実際やった方々からそういう話も聞きました。

ですから、そういう部分も、ある部分では個人でやっていただいている方々等々も町のほうでお願いをするという形でやってもらっているんだと、そういうふうなやり方も考えないと、せつ

かくやりたいんだけど何かそういうふうにとってもらえないと。これは善意でやっている方々に本当に申しわけないなと思っておりますので、ここは担当課長にも前にも話ししていましたが、建設課のほうで課長もしっかり聞いていただいて、そういう部分も今後取り組んで、そして協力してくれる方々も気持ちいい中でやれる体制を建設課、ちょっと真剣に考えて取り組んでほしいなと思っております。

そういう部分は指示してきていますが、まだそういう時点までいっていないというのであれば、ちょっとまだ私の指示不足の部分もあったんだろうとと思っていますので、ここはまたこの議会で答弁していますので、それぞれ担当課においてどういう形で取り組んでいけばいいのかというのをぜひ担当課でも議論して、かといって全ての町内全域をカバーできるとは思いませんけれども、それでもそういう地域の方々の力というのをかりていかないと、本当に今以上の除雪、排雪等、対応はやはり無理が出てくると思っていますので、ここはこれからまた雪の季節に入ってまいります。今からでも対応できる部分というのはしっかりと準備をしておきながら取り組んでまいりたいと。また、歩道等についても町内会さん、また国道については国道のほうから除雪機を無償貸与していただいて、国道関係の歩道はやっていただいております。県道は県道、町道については我々町がという部分もありますので、もし町内会さん等々の歩道等において除雪機が必要であれば、こういう部分は私どもも順次準備をして、そしてその分、また地域の方々も協力してやっていただけるといふ部分もしていかなければならないと思っていますので、今シーズンに向けて少し対応をしっかりとしてできるように体制を整えてまいりたいと思っています。

○議長（馬場又彦君） 再質問はありませんか。工藤幸子君。

○14番（工藤幸子君） 今、町長さんがおっしゃったのはそのとおりでございます。ですけれども、やはり近隣町村で団体で車に通る場所を積んで、四、五人グループでやっているところもあるわけで、個人でやると町長さんがおっしゃったような状態にもなるかもしれません。だけれども、そこはやっぱり共同体というか、そういうものをお願いして、団体でやるということになれば、そういうお話も出てくるわけでありまして、ですけれども、春先の大雪などはスコップを持って除雪するというお年寄りには無理でありますし、少しでも役に立ちたいと思ってやってくる方々は単独ということではなくて、やってくだされば本当のありがたいがあると思います。今までですと、南部工業の生徒さんがそういうふうな立場に挑戦して今までずっと来たんですけども、これからはそれもやはりできないということで、ある程度そこをきちんと決めて、どな

たにお願いするにしても、何もトラブルめいたことじゃなくて、皆さんへのボランティアサービスだということと、地域そして町内愛を見せるような組織の仕方でやっていただければいいのかなと思っておりますので、いい案がありましたら、町長さんからまた関係の方、それから役場の皆さんでどういうことをすれば、どういうふうにしてやればいいかなということも考えていただいて、結論は町長さんのほうに行くと思いますので、よくても悪くても町長さんが悪いからこうなんだとかいって、そういうことのないようにそこは考えながらやっていただければいいのかなと。少し難しい問題だとは思いますが、やっただければ、近隣の市町村のそういうグループの方々が五、六人集まってそういうふうなことをやっている姿も見ていますので、何とかいい工夫はないものかなということでお話をさせていただきました。よろしく願いいたします。

私からは以上ですが、町長さんから一言。

○議長（馬場又彦君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 車道の除雪、歩道、またひとり暮らしの老人の方々の除雪等々、先ほどもちょっと触れましたが、職員のほうも担当課のほうも大雪という部分には担当課の職員も出向いてまずやってきた経緯もあります。また今後、先般、課長会議を開いて、担当課だけではなくて、どうしても席を抜けれない職員はいるわけですので、それ以外の方々の全庁的な町職員としてもやっていかなければならないんじゃないかという議論もいたしました。

我々、当然行政としてこれはやらなければならない部分、ただ限度というのがそこにはあるわけでありまして。全部が行政でできればいいんでしょうけれども、現実的には無理なところがある。ですから、私は1人の方々の協力というより、やはり自分たちが住んでいる町内会さんでそれぞれの町内の除雪計画なり、そういう部分を町内会単位で考えていただかないと、なかなかこれは解決しない部分があるのではないかと。そこで、例えば町内会さんの中で機械を持っている方々、どなたか協力してもらおう。そういう部分については、その分は私は町のほうでガソリン代なり、多少の謝礼含めた部分というのは提供して支援していいと思っているんです。これから今、地域担当職員制度もあります。そういう中で、それぞれの町内会さんでも考えていただいて、その町内会の中でも恐らくどこの町内会も土地があいているところが必ずあると思うんです。そういうところに一時的に町内会の了解をとって、個人の方の了承を得て、そこに一時ストックしておくとか、そこからは町のほうで運ぶとか、そこに私は町内会さん単位でそれぞれの自分たちのとこ

ろの除雪をどうするかという議論をしていただいて、また計画をつくっていただければ、それについて我々行政がどうしていけばという、そういう部分を今後ぜひ町内会さんのほうにも呼びかけをしまして、そういう協力もいただけないとなかなか前には進めないのではないかなと思ってございますので、町内会さん、行政連絡員さん等集まっただく機会の中で議論しながら、それぞれの町内会さんの計画という部分をぜひお願いできればと思っております。

○議長（馬場又彦君） ほかに質問ございませんか。よろしいですか。

これで工藤幸子君の質問を終わります。

続きまして、7番、山田賢司君の質問を許します。山田賢司君。

（7番 山田賢司君 登壇）

○7番（山田賢司君） おはようございます。

町議会選挙後、初めての定例会が開会しました。定数も18名から16名に削減され、顔ぶれも変わり、雰囲気も違うように感じられます。これからの4年間、どうぞよろしく願いいたします。

さて、国にまち・ひと・しごと創生本部が設置され、1年がたちました。各地域がそれぞれの特徴を生かした、自律的で持続的な社会を創生できるように、法律の整備と交付税のあり方を変えようと進めております。当町においても、その趣旨に沿って総合戦略を策定しています。年度内には議会にも報告されると思います。これからの南部町の姿を示すものだと私は思います。議会でも十分な検討をしなければと考えております。

地域の経済状況を見ても、好転したとは思えません。昔ながらの商店は特に厳しい状況にあると思われまます。個店の創意工夫もされない現状では、行政ができる施策は難しいのかもしれない。その中で、プレミアム商品券の発行事業は、消費者、事業者にとって明るい話題となり、消費の喚起になったと思います。数年にわたり町の事業として行われてきましたが、今年度は国の政策として行われました。他町村では少し混乱もあったみたいですが、当町では他の町村よりもいち早く発売することができ、2回目の発売も1日で完売し、混乱もなく進んでいると聞いております。これは町長が行ってきた商業振興の政策のおかげだと思います。来年度も期待する人たちは多いのではないのでしょうか。

さて、地域購買力の喚起、将来への農業への期待を考えると、TPPの合意は当町にとって難しい課題になるのではないのでしょうか。将来への農業への不安、農業への就労人口の減少、不安は農業だけでなく商工業者にもあります。地域経済が今まで以上に落ち込むのではないか。それ

は少子高齢化が進行するのと、今以上に大きな問題になるのではないのでしょうか。国は締結に向けて法整備を進めていると聞きます。青森県でも新たな部署で合意内容の把握に努めていると聞いております。国は補正予算に対策費を盛り込むこととしていますが、当町に与える影響はどのようなものなのか、私自身わかりません。まだ締結までに時間はあると思いますが、当町にとって最優先に取り組まなければならない課題だと思います。取り組む課題が多い中で、町はどのように考えておりますか。締結の内容について把握することと、対策を打ち出すには時間がかかると思いますが、現在の考え方をお聞かせください。

次に、地域担当職員制度についてお聞きします。9月の議会において、工藤議員と同じ質問であると思いますが、もう少し詳しくお聞きしたいと思います。前に、地域により活動回数に差があるとお聞きしましたが、具体的な数字を示すことができるのでしょうか。私は、この制度は大変有意義な制度だと思います。町民の意識調査、町政への要望等を直に聞くことができる。その問題点を職員が共有することで、課を横断した問題の解決に向けての意識改革になるのではないのでしょうか。前の答弁にもありましたが、町からの情報発信の一つの機能として積極的に使うべきではないのでしょうか。

今回、私は地域担当職員制度について、9月の議会で同僚議員が質問したことをあえてさせていただきました。それは、町長が始めたこの制度がとても有意義だと思うからであります。質問することで、住民の皆様と職員の方々に広報を通じて制度の意義を伝えることができると考えたからであります。職員の方々は時間外や休日になり、負担になると思いますが、当町の現状と将来を考えると、今何かをしないと消滅する市町村の一つと言われている当町が本当になくなるのではないかと危惧するところであります。

間もなく当町の総合戦略が出ます。将来人口を推計しての戦略だとお聞きしています。私も何度も言っていますが、官民が共通の認識を持って課題の解決に向けて取り組むことが大事だと思います。

9月の議員選挙で感じたことは、投票率の低さであります。私が投票しなくても何も変わらない、そういう人たちがふえてきていると感じます。私たち議員も何らかの行動をしなければならいと考え、選挙年齢も18歳に引き下げられました。来年の参議院選挙から始まります。本日傍聴に来られた生徒の皆さんも何かを感じてくれればと願っております。

以上、T P P、地域担当職員制度の2点について質問いたします。同じ内容になり、済みませんが、答弁をよろしく願いいたします。

○議長（馬場又彦君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、山田賢司議員にお答え申し上げます。

T P Pの交渉が成立し、国は締結に向けての準備を進めているが、その内容はまだまだ国民がわからない、当町にも影響はあると思うが、その内容の把握や対策はと、また今後どのように対応していくかというご質問でございますが、内容は内閣官房T P P政策対策本部のホームページの情報やテレビ、新聞報道等を参考にした答弁となりますことをご了承願いたいと思います。

議員ご案内のとおり、環太平洋パートナーシップ、T P Pであります。日本が平成25年7月に交渉参加し、12カ国の枠組みとなり、同年8月からT P P交渉を重ねてきましたが、ことし10月5日、大筋合意となりました。政府では、T P Pは国の成長戦略の主要な柱の一つであるとともに、アジア太平洋地域の成長、繁栄、安定に資する重要な枠組みであるとしております。

交渉結果の内容の把握でございますが、内閣官房T P P政策対策本部のホームページに、T P P協定交渉の大筋合意に関する関税交渉結果が関係省庁へリンクされるように掲載されておりますので、それにより把握することになります。

農林水産省のホームページには、関税に関する交渉結果と品目ごとの影響について掲載されております。T P Pによる農産物の品目別の交渉結果についてであります。農産物の関税区分の細目が2,328品目あり、そのうち81%に当たる1,885項目で関税を撤廃することになります。重要5品目とされておるものにつきましては細目が586品目ありますが、そのうちの30%に当たる174品目で関税が撤廃されるなど、テレビや新聞等で報道されております。このことから、農家の皆さんには今後の農業経営への影響について大きな不安を持たれている状況下にあります。

交渉結果の説明会等につきましては、東北農政局管内では10月21日、仙台市で開催されたT P P大筋合意についての東北ブロック意見交換会で交渉結果の内容説明がございました。また、青森県内では11月18日にT P P大筋合意に係る説明会があり、果樹・野菜等、畜産関係の品目ごとの輸入の現状と交渉結果や結果分析、影響等について説明がございました。果樹と野菜につきましては、T P P合意による影響は限定的と見込まれると。関税削減撤廃による輸入相手国の変化等により、長期的には価格の下落も懸念されることから、生産性向上等の体質強化対策の検討が必要などの説明を受けております。

この説明会は、T P P大筋合意に伴い、去る10月22日、三村知事、清水県議会議長、県市長会長、県町村会長が森山農林水産大臣に対してT P P協定に関する緊急要請として4つの要請をし

ております。その1つ目の要請がかなったものであり、政府においては交渉結果等について県別に説明会を開催し、農林漁業者はもとより、地域の関係者等に対し、リンゴなど重要品目以外の品目や他の分野についても迅速かつ丁寧に説明していただくよう要請したところ、森山大臣から職員を派遣していただいて開催されたものでございます。

また、2つ目の要請としましては、T P P協定に伴う各分野における影響、特に農林水産業や関連産業への影響を早急に明らかにすること。3つ目としては、政府として、担い手が将来にわたり意欲を持って経営に取り組み、地域の農林水産業が確実に再生産を図り、持続的に発展ができるように万全な対策を講じること。4つ目としましては、その際、食料の供給はもとより、国土の保全など、我が国の農林水産業が果たしている役割について国民的な理解の醸成を図るとともに、人口減少など国内の環境変化も踏まえた対策とすることなどを要請しております。

政府では、T P P対策として10月9日にT P P総合対策本部を立ち上げ、総合的なT P P関連政策大綱を策定することとし、農業分野では農林水産業・地域の活力創造本部で農林水産分野に係る基本方針に沿って検討を進めるなど、新聞等で報道されました。

今後どのように対応していくかでございますが、政府が11月25日に策定しました総合的なT P P関連政策大綱の実施に当たっては、地方公共団体を初めとする関係方面の協力を求めつつ、政府は一体となって対処し、万全を期するものとしております。政策大綱における成長産業化への具体的な内容は来年の秋ごろをめどにまとめるとしておりますので、農林水産業等の不安等の払拭のための具体的な施策や生産性向上等の体質強化対策について期待をしているところでございます。また、政策大綱には農林水産物、食品輸出の戦略的推進として、高品質な農林水産物の一層の輸出拡大、輸出阻害要因の解消などの攻めの農林水産業を推進することを掲げております。

当町の農産物の輸出については、平成14年度から南部町りんご台湾輸出組合が台湾へリンゴを輸出している実績がありますので、T P P参画に対しても、現在は円安でございますので、そういう部分については当時80円台、現在は122円ぐらいですか、大分円安になっておりますので、さらに輸出増が期待されるのではないかなと思ってございます。当町においても、台湾輸出組合等につきまして、できればもう少し会員もふやしていただきながら、現在は輸出が非常に状況がいいという部分も捉えながら支援してまいりたいと思っております。

今後、政府が作成する農業分野での具体的な対策と、県が策定するT P P対策等を考慮しながら、それらの事業に対する町のかさ上げ補助や当町独自の事業等も必要に応じながら展開していかなければならないと考えてございます。果物の中でもリンゴが一番大きいと思いますが、当時

はサクランボ、外国産が入るとかなり国内にも影響があるのではないかなということもございましたが、サクランボにおいてはまだまだ国内産が非常に高品質であるということで、サクランボの輸出については大きな被害が起きたというふうには私どもも報告は受けておりませんが、今回、ジュノハートの苗木が販売されていると聞いております。リンゴを含めながら、ジュノハートは非常に大きくて肉厚も厚く、日もちも恐らく相当いいんだろうなと思っています。そういう部分も今後海外輸出、まだ収穫には恐らく苗木は1年物の販売のようでございますので、5年ぐらいたつて多少収穫になって本格的に生産できるとなると、七、八年以降ぐらいになるのではないかなと思っていますが、ただ、先も見据えていかなければならないと思っています。そういう部分について、先ほども申し上げました、町としての独自の支援、かさ上げ等々、今回苗木の購入についても支援をしているわけでございますが、そういう部分も海外輸出、特に円の値段にもよってくるんでしょうけれども、そういう部分も踏まえながら考えてまいりたいと思っています。

次に、商工業関係でございますが、先ほど農業関係でご説明しましたが、内閣官房T P P政策対策本部、これもホームページに交渉の大筋合意に関する情報が経済産業省と財務省への資料にリンクできるように掲載されております。その中に工業製品関税に関する大筋合意結果が公表され、その内容でございますが、品目、譲許内容、ベースレートとなっております。状況と事柄については、いわゆる協議、合意、撤廃時には協議しなければならないというふうにもなっております。

そして、政府が策定した総合的なT P P関連政策大綱では、次のT P Pの活用促進を掲げてございます。まず、中小企業の輸出への積極的な参画や産業界への説明会を開き、中小企業のための相談窓口を整える。次に、国や自治体、商工会議所などが共同体を創設し、企業を総合的に支援する。対象企業の市場開拓や事業拡大の成功率を60%以上とするという2点でございます。

今後の対応ですが、総合的なT P P関連政策大綱は決定されましたが、具体的な成長産業化への施策が来年11月25日ぐらいに発表とされておりますので、これにつきましては今後注視しつつ、対応していかなければなりません。今後の環境変化に対処すべき事柄については、現時点では不明でございますが、商業界や工業界との連携を密にしながら情報を共有し、今後何をすべきか、皆さんからのご意見も拝聴しながら、当町からもまた積極的な対策案を示してまいりたいと考えてございますので、議員各位初め、南部町発展のためにアイデア、ご助言等を賜ればと思っております。

次に、地域担当職員制度の実績等に関するご質問であります。地域担当職員制度は昨年の9

月から実施しており、開始から約1年が経過したところでございます。平成27年度におきましては、町の職員213名を町内の68町内会に2名から4名をそれぞれ配置して、町内会活動の支援などを行っております。

この制度の目的としましては、職員が地域の話し合いに参加し、地域課題の解決に向けて住民と職員と一緒に考え、それぞれ地域の目標に向かった地域づくりを実現するために側面から支援することとしております。

導入後は全ての町内会において、それぞれが担当する町内会の会長さんを初めとする役員へご挨拶を兼ねて制度の説明をしているほか、総会や役員会への参加など、活動を実施しているところでございます。

活動実績ということでございますが、町内会へ職員が出向いて活動する回数等でございますが、多いところでは10回以上の町内会さん、少ないところでは一、二回と。ここで活動状況において差が出ているなど。これは町内会さんのほうの活動がなかなか職員を呼んでという部分までいっていないのか、また職員のほうが少しこういうのがどうかと問いかけるみたいな部分が少ないからなのか、その原因はちょっとまだ調べていませんけれども、いずれにしてもどちらの部分も一方だけではなくあるのかなと思ってございます。

活動の一環として、まず担当する地域の特徴やまた地域の宝などを取りまとめた地域カルテを作成してもらっております。担当する町内会へ提出しており、現在は全ての地区において地域カルテが整備されておりますが、ここもやはりすぐ提出されたところもあれば、正直、つい最近提出されたところもあると。ちょっと差が出ておりますが、今後継続していく上で、課題等でございますけれども、実施していく上で職員間においてこの取り組みに対する意識が、先ほども若干言いましたが、出ている部分もありますので、町内会活動の取り組みに地域一丸となって、それぞれ地域の課題も異なっていると思います。それぞれ地域を生かしながら、町内計画というものをしっかり立てて、達成するためには何をしなければいけないのか、ここを町内会さんのほうでも話し合っただけならばと思ってございます。

先ほど工藤幸子議員さんから除雪等のお話がありました。私はまさにこの除雪は全町内会さんの課題だと思っております。こういう部分を町内カルテの中で、町内計画の中で除雪の部分、ここは恐らく全町内だと思っておりますので、そういう部分を議論していただいて、そのほかにもいろいろなそれぞれの地域の課題があると思っておりますので、まず共通している部分というのは、先ほどタイミングよく工藤幸子議員から除雪の話がありましたので、ぜひこれは地域担当職員がそれぞれの町内会さんに除雪の町内会としての対応、こういうのを町内会で話し合っただけで、

どのようにしていくか、計画を立てられないものかという部分を待つだけではなくて、積極的にこちらからも呼びかけをしていくことによって、それぞれの町内会さんの除雪の対応の仕方が違うと思っています。同じ除雪をするにしても、対応はほとんど違ったのが出てくるんだろうなと思っていますが、そこはそこに住んでいる方々の状況も違いますので、仕事をしている内容も違いますので、その対応は私は別々でもいいだろうと。ただ、本当に町内会さんでもそこを話し合っ
て取り組んでいかないと、先ほどの問題も本当に毎年、できない、大変なだけで繰り返になってしまうのではないかなと思っていますので、ぜひ町内会さんの課題の一つとして除雪の問題も議論していただきたいなど。これまた、きょう担当課長含めて全課長いますので、そういう部分も担当職員には話し合いをしてもらいたいということをもた指示してまいりたいと思っています。

いずれにしても地域担当職員、職員もそれぞれの仕事を持ちながらでございますので、確かにこの制度がなければその分少し自分の時間がとれるのになという部分もある中で、職員もまず頑張っ
て今取り組んでおります。それぞれの若干の差は出ておりますけれども、私はやはり職員も、そして住んでいる方々、そこの町内の方々、同じ認識を持って、思いを持って、一緒に取り組んでいくと。この地域担当職員制度というのは、情報も今まで余り入らなかった情報というの
も、職員が張りついていることによって、こういう事業がある、こういうことをしたければこういう国の事業がある、県の事業がある、町の事業がある、いろいろ情報も前より入りやすくなっている
と思いますので、ここをやはり今後も強化をしながら、町民の方々が早く情報をキャッチして、そしてまたいろいろな部分、行政だけでというのではなくて、自分たちでできるもの、そういう補助も
ありますので、そういう部分を生かしながらそれぞれの町内会さんにおいてもぜひ盛り上げていただければと思っています。

○議長（馬場又彦君） 再質問ありますか。山田賢司君。

○7番（山田賢司君） どうも答弁ありがとうございました。

TPPに関してもまだまだ中身はわからない部分が多いわけですが、私も質問するに当たり、ちょっと中身を見ました。そしたら、勉強不足で大変恥ずかしいんですけども、サクランボ、リンゴにも関税がかかっていると。それがまず6年後には関税が撤廃される。影響は少ないでしょうという大方の読みですが、サクランボ、リンゴにしても新しい木を植えてやはり10年はかかるでしょうと。その中で、早目の手当てをしないと、先ほど町長さん言われましたジュノハート

の件でも、やはり主力品種にするのであれば、もう今から木々を植えていかないともう10年後に対応できていかないという部分もあると思いますから、ぜひその辺、当町に関してどの程度の関税物品があるのか、その辺をちょっと、今回はよろしいですけれども、政府の戦略の中で出たときに教えていただければと思います。

米に関しては輸入枠をふやすということで、それは全部備蓄米に回すという話もありますから、影響を少なくするという努力はするとありますが、果樹・野菜に関してはなかなか大きなものが出てこない。逆に輸出するにしても、やはり相手国が輸入しない国もあると。この間ちょっとテレビを見ていましたら、ブドウに関しては東南アジア系統は何か輸入をしないような、できないというか、そこに輸出できないような地域もあるということも言われていました。これから先、1月には何か台湾の視察にも研修に行くということですので、その辺を含めながら、若い人たちが研修できればなと思っておりましたので、その辺を強く望みます。

また、地域担当職員制度、何度も聞いて申しわけないんですけども、やはり重要な制度だと思います。先ほど町長さん言われたとおり、町内活動にしても職員が入ることでもまた違った意味の活動ができてくる。今までは町内からの要望だけですけれども、これからは町の情報発信、課題を町内にぶつけるという方式もいろいろ考えられると思いますから、その辺を含めながら有意義な施策にしていきたいと思います。

お昼になりますので、この辺で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（馬場又彦君） これで山田賢司君の質問を終わります。

ここで、昼食のため、午後1時まで休憩とします。

(午後0時08分)

○議長（馬場又彦君） 休憩を解き、会議を開きます。

(午後1時00分)

○議長（馬場又彦君） 一般質問を続けます。

8番、八木田憲司君の質問を許します。八木田憲司君。

(8番 八木田憲司君 登壇)

○8番（八木田憲司君） 早速、質問に入らせていただきます。

本日、私は通告しておりました南部町通学路交通安全プログラムについて質問させていただきます。

通学路に関する質問は、平成24年6月定例会において、私の一般質問の中でも取り上げさせていただきました。私が質問した平成24年は、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、通学路における交通安全の確保を図るため、国土交通省、文部科学省、警察庁からの要請により、南部町においても関係機関と連携して通学路の緊急合同点検を実施しております。その後、同じ年の8月に南部町通学路交通安全プログラムが策定されております。

質問の1点目といたしまして、南部町通学路交通安全プログラムが策定されてから3年経過しておりますが、これまでの通学路安全確保のためのPDCAサイクル、合同点検の実施、対策の検討、対策の実施、対策効果の把握、対策の改善・充実について、これまでどのように取り組まれてきたのかお伺いいたします。

2点目の質問といたしまして、今まで通学路安全対策箇所に挙げられなかった新たな対策箇所を把握するための対応について、これからどのように対策をとられていくのかお伺いいたします。

以上、2点の項目につきまして町長のご答弁、よろしくお願いいたします。

○議長（馬場又彦君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、八木田憲司議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、プログラムを実行するために取り組んできた交通安全対策についてであります。平成24年に全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、その年の8月に学務課において保護者を含む学校関係者、警察関係者、及び国、県、町の道路管理者が一体となって、町内の全ての小学校の通学区域を緊急に合同点検して、必要な対策について関係機関と協議をいたしました。

この合同点検では、各小学校から提示された危険と思われる52カ所を点検し、全ての箇所で何らかの対策が必要であると位置づけられ、関係機関で対策を講じております。その内容でございますが、教育委員会や学校が対策を行うのは39カ所、公安委員会が実施するのは2カ所で、26年度中に対策が完了しております。国、県、町の道路管理者が実施するのは11カ所で、26年度までに9カ所が対策を完了、27年度、今年度中に1カ所が完了予定となっております。残りの1カ所は県道苫米地免内線の拡幅改良及び歩道設置で、27年度に着手されている状況であります。

このように全ての箇所において対策を講じておりますが、引き続き通学路の安全確保に向けた取り組みを継続して行うために、建設課を中心に緊急合同点検の際の構成メンバーを参考とした南部町通学路安全推進連絡会議、点検結果を反映した南部町通学路交通安全プログラムを平成27年2月に構築しております。その中では合同点検を継続するとともに、対策後の効果の把握、対策の改善、充実を行い、これらの取り組みをPDCAサイクル、いわゆるプラン・実行・評価・改善、そういうサイクルとして繰り返しながら、通学路の安全性の向上を図っていくこととしております。

次に、新たな通学路安全対策箇所を把握するための対応についてであります。先ほど申し上げました南部町通学路交通安全プログラムに基づき、南部町通学路安全推進連絡会議において、全小学校についてそれぞれ2年に1回、夏と冬を交互に合同点検を実施いたします。合同点検の結果、新たに対策が必要と思われる箇所となったところについては、ハード、ソフト対策など、具体的な実施メニューを検討し、関係機関と連携を図りながら対策を行ってまいりたいと考えてございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（馬場又彦君） 再質問はありますか。八木田憲司君。

○8番（八木田憲司君） 答弁、ありがとうございました。

私、事前に資料をいただいておりますが、建設課のほうから対策箇所の一覧表をいただきました。その中では11カ所、今、町長の説明をいただきました県と国の関係かと思えます。ただ、町道も含まれておる中で、今の説明と若干違うかなと思って聞いていましたけれども、全体で52カ所の対策箇所を点検した中、39カ所とか実施しているということの答弁でございましたが、今の11カ所に関しましては、まず資料の中で大体対策済みということで、剣吉地区の荒町跨線橋が今修理中ということで、これも今年度中には多分完了すると思われましても、あと苔米地免内線の拡幅工事が今、途中計画段階ですので、これも計画が実施されていく中では大体整備完了になるかと思っております。これは県の仕事ですので、町がただ要望するぐらいしかできないと思っておりますが、これも早目の完成が望まれるところでございます。

そして、私、資料の中で39カ所の対策箇所がもしあったということであれば、その中での問題点がなかったのか、現在はもう全て完了しているのか、その辺をひとつ伺いたいのと、先ほど午前中の質問でもございましたが、通学路の確保ということで除雪問題を工藤議員から質問が上がりましたが、私も通学路の安全確保のためには冬場の除雪というものは欠かせないものだと思います。

ますし、町長の答弁の中では除雪は多岐にわたり、四十何キロというすごい膨大な距離の中で町で対応し切れない部分もあるということは私も何回か質問した中で十分承知しております。ただ、一つできる範囲での早い対応として、特に通学路に指定されている道路の除雪、除雪完了後の凍結に関しましても優先的な除雪剤の散布とか、除雪も早目に通学路を確保してあげるとか、そういう対策は除雪会議のときでももしあれでしたら出して、検討して早目に対応していただけるようお願いできればと思っております。

今回の再質問の中では、その39カ所の部分の中でもし何か対応漏れ、全部完了しているということでもありますけれども、できればその部分をちょっと説明いただければ、ちょっと資料になかったものですから。

それともう一点、新たな対応箇所の把握ということで、一つ私、個人的に指摘された箇所がございまして、森越の橋から剣吉公民館までの間、これは県道ですので県の対応ということになると思いますが、一部そこが歩道が切れておりますし、今度新しく道路改良の中では新しい道路には歩道が多分設置されると思います。あれは森越方面から剣吉小学校に通う通学路と、名久井農業高校へ通学する生徒たちがあそこを十分皆さん通っていかれると思いますので、一部残っている部分ですね、ちょうど公民館前の部分、これを県道ですので県にお願いしていただければならないと思うんですけれども、こういう部分も対策箇所に挙げていただいて、要望等をどんどん上げてもらえればと思っております。

以上、再質問を終わります。

○議長（馬場又彦君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 私のほうからは、剣吉公民館・森越間の歩道の要望についてお答えをし、他の部分については担当課長から答弁させたいと思います。

剣吉公民館・森越間の部分でございしますが、先般、そういう要望があるというお話もお聞きいたしました。私ども、県には年に2回ほど、そういうそれぞれの町からの要望という会合がありまして、そのときにまず今年度の要望という部分をお願いしていくわけであります。小さい工事等々であれば、その都度お願いをして対応もしていただいておりますが、この区間も工事に入るとそれなりの事業費になるでしょうから、まず今、県道に取り組んでいる町内数カ所でございます。そちらのほうをまず最初は優先していただいて、次年度の要望のときには県のほうに新たな要望事項としてこれを上げていくという流れになってございます。ただ、たまたま私も今現在、県の

道路利用者会議の会長をさせていただいておりますので、内々にはこのお話は県の職員には話をしております。ただ、ある程度、その都度その都度という要望ではなくて、やはりしっかりと要望会議、そういうところで上げていくというのが本筋になってきますので、来年度に向けてはこの要望は追加はしていきたいと思っておりますが、優先度は今着工している部分をまずは先に優先という回答になるのは間違いないだろうと思っておりますが、いずれにしても剣吉公民館、踏切を渡ってあそこまではかなり拡幅がされますので、その以降でございますから、延長としてまた要望はしてまいりたいと思っております。

○議長（馬場又彦君） 学務課長。

○学務課長（夏堀常美君） 三十数カ所というお話がございました。その中には見通しが悪い箇所とかがございます、そういう部分をどうしても完全に改良していかないといけないという部分があったりもします。すぐにはできないということで、その部分については学校等でよく子供たちを指導すると、注意しなさいというふうな部分がございます。

あと、横断歩道の設置につきましても、非常に難しい部分があったりもします。児童生徒の数等によっても難しいという部分については、地域の方々からご協力いただきながら横断の手伝いをしてもらおうという部分と、学校で指導するというところで、基本的にはすぐにはできない部分が結構ございまして、それらについては特に学校等でよく子供を指導するという内容になってございまして、その数がそういう部分というふうにご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（馬場又彦君） 建設課長。

○建設課長（工藤良夫君） 今ご指摘ありました国、県、町道の道路箇所ですけれども、全部で11カ所ありますが、26年度までに9カ所が完了してございます。あと2カ所ですけれども、先ほど八木田議員からありましたが、県道の苫米地免内線は現在、用地交渉まで進んでおりまして、用地交渉がまだ若干数名の方が未契約でございまして、完了次第、工事に着手するということになってございます。あと1カ所、剣吉地区の荒町陸橋の防護柵ですけれども、これは荒町陸橋の、ちょうど接続しておりますので、その関連がありますので、27年度中には防護柵も完了したいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（馬場又彦君） ほかに質問ありませんか。

○8番（八木田憲司君） ご答弁ありがとうございます。

先ほどの町長の答弁の中で、プログラムの合同点検の時期、回数ですけれども、2年に1回、夏・冬場に行くということです。ただ、私こう聞いた中で感じたものは、児童生徒、毎年、新入生が入ってくる中、子供がかわれば通学路も多少はかわるのかなという部分もございまして、できれば2回でなくてもいいんですけれども、毎年そういう見直し、点検を行って、常にそういう新しい箇所が対策として必要じゃないかということを常に把握できるような状態はつくっておかれたほうがいいのかという感じがしております。まず、これに関しては答弁要りませんけれども、私を感じた中で、要望の中で一つ加えさせていただきます。

以上で私の質問を終わります。

○議長（馬場又彦君） これで八木田賢司君の質問を終わります。

続きまして、16番、川守田 稔君の質問を許します。川守田 稔君。

（16番 川守田 稔君 登壇）

○16番（川守田 稔君） 私は、通告に従い、町内の地域再生への取り組みについて質問いたします。

町内の各地域の再生への取り組みにおける課題としては、さまざまな問題を挙げることができるのですが、つれづれに浮かぶことを挙げてみますと、少子高齢化に代表されるような未婚率の増加傾向ですとか、出生率の低迷、また若者の町外、県外流出ですとか、また農産物の価格の不安定性、価格低迷の固定化、農家や家業の後継者不足ですとか、または家の跡取りの不在、必然的にその家は空き家になったりして、当然のごとく放置されることがたびたびあるわけですが、一般的な言われ方をしているような事柄として大ざっぱに挙げるができると思います。

これに限ったことではないのですけれども、それらの問題には原因があつての結果と見ることができると思います。つまりは、因果関係を分析した上で、原因の解決を視野に入れた対策が必要かと考えますが、町当局はどのようにお考えでしょうか。取り組みに対する考え方、また対策についての考え方、何かしら所見をお持ちでしたら、ご説明いただきたいと思います。よろしく

答弁お願いいたします。

○議長（馬場又彦君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、川守田 稔議員のご質問にお答えを申し上げたいと思いますが、これは事前にいただいております空き家、また高齢化、結婚率、出生率等々に対するご質問ということですのでよろしいですね。事前通達いただいている。

まず、当町における空き家問題、地域の高齢化、婚姻率の低迷、また出生率の伸び悩み等々、地域再生の取り組みへの基本的な考え方について、まず空き家問題についてであります。現在、町には至るところに空き家が点在し、地域の景観や治安、イメージ悪化など、さまざまな問題を抱えることとなっております。本来、住宅は個人の資産であり、空き家問題を解決するための対応については所有者の権利と責任のもとで処理、対応していただくことと考えておりますが、空き家の増加は社会問題を引き起こす可能性が高くなってきております。

国においては、地域住民の生命、身体、財産の保護、生活環境の保全、空き家等の活用のための対応が必要であるとし、空家等対策の推進に関する特別措置法案が平成26年11月19日に成立しており、市町村における空き家への立入調査や所有者等の把握のために固定資産税情報の内部利用を可能にするなど、情報収集を可能とする規定を設けております。さらには、倒壊が著しく、保安上危険な状態及び景観を損なっている状態にある空き家を特定空家等と定め、除却の指導、助言、勧告、命令を可能とし、行政代執行によって強制執行も可能であるとしております。しかし、特定空家等について強制執行を実施した場合、執行経費を所有者へ請求しても費用回収できないというリスクが発生するものと想定されますし、全国的に見ましても、先行した自治体の大きな問題となっております。

町では、空き家有効活用対策の一つとし、利用可能な空き家について空き家バンクに登録し、貸し家とするために修繕が必要な場合、その修繕費用を支援する事業を行っております。また、来年度においては空き家等の数を把握するための調査と、あわせて倒壊のおそれのある特定空家等につきましても現状把握することとし、法律に基づき条例の整備を行いたいと考えております。

次に、高齢化、婚姻数、出生数についてお答え申し上げます。当町の高齢化率は平成21年では29.55%であったものが、5年後の平成26年では33.39%となっており、3.84ポイント上昇してお

ります。国の社会保障・人口問題研究所が発表している平成37年度の推計では42.40%とさらに上昇しております。婚姻数につきましては、平成21年は63組、平成22年は59組、平成23年は61組、平成24年は54組、平成25年は50組と、少しずつ減少して推移しております。出生数も平成21年は107人、平成22年は111人、平成23年は117人、平成24年からは100人を切り96人、平成25年は84人と、減少に歯止めがかかっていない状況となっております。また、国の社会保障・人口問題研究所が発表している平成33年度から平成37年度までの5カ年の出生数の推計は349人で、平均すると1年当たりの出生数は70人となっております。

これらは若年人口の流出や晩婚化などに起因しているものでございますが、現在の南部町におきましては昭和30年代後半から既に人口減少は始まっており、旧福地村の地域では一時的には横ばいにあった時期もございましたが、全体的には減少を続けており、いよいよその傾向が顕著になってきていると認識しているところでございます。

ご質問にありますとおり、高齢化の進行、晩婚率及び出生率の低下、若者の流出など、それぞれが複雑に関係しているものであるため、どれか一つを解決すればいいというものではなく、総合的な取り組みをしていく必要があると考えております。

これまでも町では総合振興計画により、さまざまな取り組みを実施しているところでございますが、人口減少に対しては決定的な解決策というものがなかなか見つからない状況でございます。国におきましても、昨年度からまち・ひと・しごと創生法を施行し、それぞれの市町村においてそれぞれの実情に合った人口減少対策を実施していくため、総合戦略の策定が事実上義務づけられ、当町におきましても作成を進めているところでございます。

現在策定中ということもございますが、将来都市像を振興計画の将来像でもあります「名久井岳と馬淵川に抱かれ自然・環境・福祉に恵まれた交流のまち」と定め、基本理念は「魅力と個性ある産業が展開し、活力と交流に満ちたまち」「環境が保全され、健康で幸せを実感できるまち」「将来を担う人をつくり、一人ひとりの個性を大切にすまち」「笑顔にあふれ生き生きと輝いているまち」の4つの柱を掲げ、子育て支援、若者定住、産業振興、起業家育成、国際グリーン・ツーリズム、史跡と農業観光のマッチング、また包括ケアのさらなる確立などを主な取り組みとして、町内外の有識者の方々からご意見を伺いながら策定を進めているところでございます。

地域の声に対しましては、これまで以上に丁寧に耳を傾け、各業種、各年代層の横断的な観点から、それぞれの課題に応じた対応ができるよう、行政だけでなく民間の関係する団体やNPOなどによる密接な連携のもと、総合的な施策の推進を図っていくことが望ましいと考えております。

よく地域活性化という言葉が用いられますが、これらは経済的な活性化だけではなく、課題解決に向け地域住民の意識も活性化させるものだと考えております。行政だけで考えるのではなく、一人でも多くの住民がこれからの人口減少に危機感を持ち、何が必要なのかを考え、知恵を絞って安全安心に暮らせる、楽しく暮らせるよう、地域を守っていく意識を持つことが重要であるとも考えてございます。人口減少につきましては、町民の方の中にも関心をお持ちの方が多くいますので、今後も少しずつでも多くの方々に考えていただけるように情報を発信してまいりたいと考えております。

原因等につきましては、それぞれ空き家、また高齢化、婚姻率、出生率、それぞれの世帯によってもその原因というのは当然異なるわけでございますが、金銭的な部分、空き家、なかなかそのまま当然お金がかかるわけでありまして。そういう部分で工面できない方々、またこの地を離れてここに住んでいない、そういう状況から放置のまま、いろいろございます。また、高齢化、高齢者世帯等々、ひとり暮らしをせざるを得ない、そういう環境というのもまたそれぞれの世帯よっての家族構成、また仕事の勤務先状況等々で当然それぞれが異なっているわけでございますけれども、それぞれ空き家等についても今国のほうも動いてございます。それぞれの自治体で動き出した自治体もございます。先ほども申し上げましたが、そういう費用がその所有者の方々に請求しても、まずはほとんどが納めてもらえないとなると、それぞれの自治体が負担しなければならぬという課題もあるわけございまして、どこまでそういう部分をやるべきなのか、ただ全部をやる、そうやっていきますと、もう自分で空き家を片づけなくても行政がやってくれるんだというふうになってしまえば、ますますこれから放置するところが逆にふえるわけでありまして、そういう部分も考えながら、どういう対策がいいのか、これはまた国のほうにお願いしていかなければならない部分もあると思いますし、町でどこまでできるのか、そういう課題も今後解決していかなければなりません。また、出生率の原因はいろいろあると思います。まだ今の給料ではなかなか結婚までいけないという方々もあるでしょうし、まだ結婚しないで自分の自由な時間を大事にしたいという方々もいろいろあると思います。

いずれにしても、私どもも人口減少は間違いなく進んでいるわけでありまして、午前中の一般質問等々含めながら、できる部分の子育て支援策、また若い人たちに定住していただけるために安価な提供、またそのほかにも住宅を整備して提供するべきなのか、またアパート形式を建てて、そこに対する支援をすればいいのか、いろいろ支援の仕方というのがあると思います。全て100%万全を期せることでもないんですけれども、我々もできる部分を取り組みながら減少率を緩やかにできるように、そしてまた若い人たちがなぜ結婚しないのか、そういう部分で若い人たちの声

というものも聞きながら取り組んでいかなければならないと思っております。

いずれにしても、どれをとっても非常に難しい、すぐに解決できるということではありませんけれども、ただ、一つ一つ段階を経ながら、できるものからしっかりと対応してまいりたいと思っております。

○議長（馬場又彦君） 再質問ありますか。川守田 稔君。

○16番（川守田 稔君） 通告の仕方が悪かったのかもしれないんですけども、今、課題として問題視されていることには原因があって、その結果としてこういう問題視されるようなものにまで成長したんだろうなという物の見方を私は前からあるんです。ですが、根本的なことというのはどういうことなのかなということになると、いろんな物の見方があると思います。

この質問のことを考えていて、いろいろ調べていきますと、例えば少子化に関してちょっとだけ、これが全てではないと思うんですけども、例えば結婚した有配偶者といいますか、有配偶者が生む子供の数というのは若干ながら上がっているんだそうです。80年代ぐらいのそのころまでに1.2幾らでしたか、それから1.7ぐらい、80年代ぐらいのレベルまで上がっているんだそうです。合計特殊出生率も上がっているんですね、最近。ここ何年か。ところが、婚姻率というのが下がっているんだそうです。これは広く一般的なことなわけですから、それなりの収入があれば、それなりの余裕があれば、子供は欲しいというベクトルが何かしら働いているということですよ。

そういったところから見ますと、いろんな分析の仕方はあると思うんですが、八木田議員もそうでしたが、P D C Aサイクルというのがくしくも前の質問者から話題に出ました。事あるごとにこういったチェックの仕方というのが登場してくるんだと思うんですけども、ところがプランを立てて実行してチェックをして、またアクションに移すというこのサイクル、これが正常に機能するには、そもそもが何でチェックして変更しにゃあなんねんだらうというその原因の究明というのが出てくるわけですよ、根本的な原理として。果たしてそういった問題意識がなくて、このP D C Aサイクルの運用というのが、行政内の運用というのが可能なんでしょうかという疑問が今答弁をいただいているふと考えたんですね。どなたが原稿をお書きになったのかわかりませんが、書かれた方はちょっとその辺をご答弁いただけないでしょうか。こういった手法でもってこの原因究明ということを考えていらっしゃるのか。

○議長（馬場又彦君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 先ほども申し上げたと思っています、私は。それぞれの原因はあると思います。収入の部分、また自分自身、これ結婚の部分で答弁すればいいのか空き家で答弁すればいいのかちょっとあれですが、少子化という部分がさっき言葉にありましたので、そういう部分においては若干上がりつつある、議員おっしゃるように1.42ぐらいまでなっているんですかね。そういう中で、なぜ将来的に減っていくのか。これは、その後の子供たちの数が間違いなくもう少なくなっている。そして、現在の独身の方々の数が多い。ですから、将来人口のある予測が出てくるわけでありまして。そこにはやはりそれぞれの勤務の状況、収入の状況、それぞれの個人の考え方、町の今のまち・ひと・しごと総合会議のときにも若いメンバーにも入っていただきました。その若い方の意見は、あえて結婚しなくてもいいんじゃないかと思っている女性の方も結構いますよと、こういうことなんですね。それなりの生活をしていく上において収入があっても、自分の時間を大切にしたい、そういうふうな考えを持っている方々もありますし、原因というものはいろいろあると思います。

そういう部分でいろいろな会合等でも意見を出していただきながら、またさまざまなアンケート調査を行ったりする場合もあるわけですが、そういう部分において原因というのは南部町だから特別にここだけが他と違うという部分は、私はそんなにないだろうと。大体、全国的なアンケート結果の内容とはほぼ同じではないのかなど。若干の違いはあるんでしょうけれども。そういう部分ではないかと思っていますので、いろいろな調査結果という部分も情報を得ながら、それに対して取り組んでいかなければならない。

まさにPDCAという形で、ただ、このPDCAというのは、ハード部分というのはわかりやすいんです。これを改善して何して整備していくというのはわかりやすい。ソフト事業というのは比較的わかりにくいという部分がございます。そういうハードとソフトの部分での違いはありますけれども、まずはしっかりと現状を把握することによってそれぞれの町の取り組み、その中でもどこを強化していかなければならないのか。そこにおいては若干のそれぞれの自治体での重点の趣で違いはあると思いますけれども、今後またしっかりとした情報をもとに原因というものをしっかりと把握しながら、それに合わせた対応策というものを講じてまいりたいと思っております。

○議長（馬場又彦君） 川守田 稔君。

○16番（川守田 稔君） 町長おっしゃるように、原因は1つではないし、南部町の要因というのは特に南部町に特化したものでもないだろうと、そういった部分はあるんだと思うんです。ですが、考察の対象は何であっても、例えば原因となることというのが2つ見つかりました、3つ見つかりました、4つ見つかりましたということになると、それぞれに対してそれぞれの手法が、4つあるんだったら4通りのチェックというのが必要になるわけですね。これは一般的な手法としてですよ。一般的な解析の手法といいますか、ありますよね。それを統合した時点でもって、どれから手をつけていくか、どれが一番優先順位があるのかとか、そういったことというのが大体浮かんでくるじゃないですか、問題を洗っていったら。そしたら、こことこの兼ね合いでもってこういうふうに改善しようみたいなことというのが次にあるじゃないですか。ですが、改善することがとにかくいいことだとは私は思わなかったりして、その中には一般的に言われているようなリスクトレードオフというようなことも発生すると思います。このところは変えないうほうがよかったよねと、後から変えてしまってからわかるようなことってありますよね。何かPDCAサイクル、このボキャブラリーを口にしてると何かやっているような、勘違いするようなところがあると思うんですけれども、実際に本当にやってみたらすごく大変なことだったりするわけじゃないですか。最初の趣旨とちょっと方向性がずれるのかもしれませんが、実際に取り組んでみて、何かしら手がけられた課長さんがおられると思うんですけれども、どういったことがあったか、ちょっと教えていただけますか。

○議長（馬場又彦君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 今、課長と、どこの部分のどういう部分なのか、ちょっと詳細にお話しただけならば、それぞれの関係する課長からも答弁できると思いますが、先ほど議員からもいろいろパターンがある、そのとおりだと思います。1つ、2つ、3つ、4つ、10通りあるかもしれませんが、ただ、その全てを対応していくというのはやはり問題が難しいようなこともあるわけですし、その中でまず何を優先してやっていくかということになるのではないかと考えております。計画を立てて実行し、見直しをしながらチェックする。これは改めてというよりも、ふだん本来であればその課で行っている事業に対して、実は毎年度その考えでやっていかなければならないわけでありまして。チェックをして、このまま継続していったほうがいだろうというのも議員おっしゃるとおりあると思いますし、やはり見直しをしていかなければならないのもあるでし

ようから、これは一長一短に全てを変えるということではなくて、継続していった方がいいのはそのままやっていたらいいんじゃないですか。これもチェックに入るわけですし、そういう部分では全てが同じではないと思っております。継続して今の状態でやっていたほうがいいだろうというのがありますし、見直しをして、また見直しをしてやったことがまた何年かやってみたらやっぱり前のほうがよかったなということになるかもしれません。ですから、いろいろ頭を変えながら、そして最終的にはどこで落ちついていけばいいのかということになってくるだろうと思っておりますので、また一番大事なのは今やっているのが全て一番いいやり方なんだということだけは頭からきちんと除いて、常にさらによくするためにはどうすればいいのかということを職員一人一人が常に考えていかなければならないと思っております。

以上です。

○議長（馬場又彦君） これで川守田 稔君の質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（馬場又彦君） これをもって本日の日程は全部終了しました。

なお、12月9日午前10時から本会議を再開します。

本日はこれで散会します。

(午後1時49分)

平成 27 年 12 月 9 日（水曜日）

第 66 回南部町議会定例会会議録

（第 3 号）

第66回南部町議会定例会

議事日程（第3号）

平成27年12月9日（水）午前10時開議

- 第 1 報告第15号 南部町教育委員会の事務の点検及び評価報告書の報告について
- 第 2 議案第91号 南部町個人番号の利用に関する条例の制定について
- 第 3 議案第92号 南部町農業委員会の委員等の定数に関する条例の制定について
- 第 4 議案第93号 南部町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第94号 南部町町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第95号 南部町浄化槽清掃業許可等に関する条例を廃止する条例の制定について
- 第 7 議案第96号 南部町立保育所条例を廃止する条例の制定について
- 第 8 議案第97号 南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第98号 財産の無償貸付について（南部町立チェリー保育園）
- 第 10 議案第99号 財産の無償貸付について（南部町立なんぶ保育園）
- 第 11 議案第100号 財産の無償貸付について（南部町立福地保育園）
- 第 12 議案第101号 工事請負契約の締結について（名久井小学校校舎大規模改修工事）
- 第 13 議案第102号 平成27年度南部町一般会計補正予算（第3号）
- 第 14 議案第103号 平成27年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 第 15 議案第104号 平成27年度南部町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第 16 議案第105号 平成27年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第1号）
- 第 17 議案第106号 平成27年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）
- 第 18 議案第107号 南部町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 19 陳情第1号 若い人も高齢者も安心できる年金を求める意見書採択の陳情
- 第 20 常任委員会報告
- 第 21 委員会の閉会中の継続調査の件
- 追加第1 町長追加提出議案提案理由の説明
- 追加第2 議案第108号 人権擁護委員の候補者の推薦について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	松本啓吾君	2番	久保利樹君
3番	夏堀嘉一郎君	4番	坂本典男君
5番	滝田勉君	6番	西野耕太郎君
7番	山田賢司君	8番	八木田憲司君
9番	中舘文雄君	10番	工藤正孝君
11番	夏堀文孝君	12番	沼畑俊一君
13番	根市勲君	14番	工藤幸子君
15番	馬場又彦君	16番	川守田稔君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	工藤祐直君	副町長	坂本勝二君
総務課長	佐々木俊昭君	企画財政課長	西舘勝彦君
税務課長	西村幸作君	住民生活課長	川村正則君
健康福祉課長	福田勉君	農林課長	川守田貢君
商工観光交流課長	西村久君	建設課長	工藤良夫君
会計管理者	板垣悦子君	医療センター事務長	佐藤正彦君
老健なんぶ事務長	極檀藤男君	市場長	中野弘美君
教育長	山田義雄君	学務課長	夏堀常美君
社会教育課長	赤石裕之君	農業委員会事務局長	中里司君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	根市良典	主幹	夏坂由美子
主査	留目成人		

◎開議の宣告

○議長（馬場又彦君） ただいまから、第66回南部町議会定例会を再開します。
本日の会議を開きます。
議事日程につきましてはお手元に配付のとおりです。

(午前10時00分)

◎報告第15号の上程、説明、質疑

○議長（馬場又彦君） 日程第1、報告第15号、南部町教育委員会の事務の点検及び評価報告書の報告についてを議題とします。
本案について説明を求めます。学務課長。

○学務課長（夏堀常美君） それでは、説明資料の方をご覧いただきたいと思います。1ページでございます。報告第15号、南部町教育委員会の事務の点検及び評価報告書の報告についてでございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律によりまして、平成26年度分の教育に関する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行いまして、報告書を作成いたしましたので、議会へ報告するものでございます。

内容といたしましては、南部町の教育方針に定めてあります、教育施策の重点に即しまして行われました事務事業の点検評価でございまして、学務課関係、学校関係でございますが、19の項目がございます。また、社会教育関係が45項目ございまして、合わせまして64項目になってございます。

点検及び評価の方法につきましては、担当部署が点検評価した事務事業につきまして、学識経験者お二人から、事務事業の内容や点検、評価の実施方法についてのご意見をいただきまして、妥当性、点検、評価を行ったものでございまして、会議は6回開いてございます。

点検及び評価の活用という部分につきましては、事務事業の改善や今後の取り組み方法等を見

直しまして、教育行政の推進を図るという内容でございます。

お手元の方に評価報告書を配布してございますが、報告書の方の3ページから5ページにかけて、学識経験者からいただいたご意見等を乗せてございますし、18ページ以降につきましては、各事務事業をそれぞれ乗せまして、評価と方向性等を記載してございますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上でございます。よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。質疑を行います。

質疑はありませんか。中館文雄君。

○9番（中館文雄君） 報告書の内容を色々と見てみました。その中で特に、今回の報告書の中でアドバイザーの方から公民館活動に関することが言及されております。

なぜこれを問題にしますかといいますと、これから新年度の予算、その他を検討される中で、予算の計上にも影響することかと思っておりますので、この報告書の中から何点か質問してまいります。

まず、最初に公民館活動に対してアドバイザーからも言及されておりますけれども、現状では場所貸し程度な公民館活動。公民館そのもので企画して提供して町民に対する活動に活かされていないような文書になっています。公民館本来の目的は、地域の活性化その他に公民館として果たす役割があるはずだということが言及されておりました。私もその通りだと思います。

ただ、今の南部町の現況を見ますと、社会教育課長が公民館館長8カ所兼務という状態で、社教課長が恐らく、毎日回れば恐らく、とんでもない、行けないくらいの職務になっています。

ただ、そのほかに副館長が2名は居りますけれども、その他一般の職員はほとんど臨時職員ということで、責任を持ってそうしたことをやってもらうには不十分な今は、体制になっている。

ただ、これは我々議会もそうでしたけれども、職員定数削減をやるべきだということでどんどん進めた中で起こった現象かもしれません。

ただ、膨大な予算を掛けて建設された公民館そのものが、団体に場所を貸すだけの活動であれば、今後のことに色々影響すると思っておりますので、まず、一つ大きな問題として、今後こういう公民館に対する役割をどういう形で町で考えていくかっていうのは大きな検討課題だと思います。

まず、そのためには、それぞれの長けた職員を配置してやるということも必要になると思っておりますけれども、そうなれば逆に予算措置その他で相当な予算を計上して人員確保もし、職員も正式

な職員を配置しなければいけないということになるだろうと思いますから。その辺についてですね。

じゃあ、これは担当課長から答弁をもらうっていうのは難しいかもしれません。町長なりそういう責任ある方から、今後のそうした人員の配置その他で考慮していかなければいけない問題だと思いますので、その辺は町長でも、もし考えがあればお聞きしたいのですけれども。そういうところがまず、第一点です。

それから今、新聞その他でも問題になっております、栄養教諭の配置の問題です。今年度から我々南部町も給食費ただでということで、相当、子育てに関する援助ということでやっていますけれども、今、先般、南部町も「健康宣言の町」とうことで発表しました。

これから恐らく、そういう形に予算も相当持った形で町民の健康に対するやっていくだろうと思いますけれども、ただ、先般の広報にも出ていました。

今の中学校1年生、健康診断しましたら六十数パーセントの65.5パーセントが若年生活習慣病といえますか、健診に引っかかったと「異常あり」という方が出たということで、恐らく給食センターには栄養士その他、居ますけれども。今それで我々も経費がかかりすぎるということで、給食センターも学務課長が兼務。専門に置かない。栄養士も減らさざるを得なかったということになっていますけども。その辺を考えれば、この辺についても、栄養教諭というのは県でも三十何人しか居ないということで恐らく、新聞に出ていましたけれども。南部町その他、何町村では配置されていない。「ない」ということになっていますけれども。そういうふうなところで、給食センターを通じてそういうものを全てそこに追及するってわけにはいかないと思います。これは色々な総合的な判断で子供から大人までの健康に対する予算措置、対策をしていかなければいけないと思いますけれども。ただ、その中で、給食センターの所長としてそこまで手が恐らく現実上は、各学校に訪問させてそういう指導までということになれば、相当なもっと栄養士も必要ですし、職員があれば本当は本当は一番良いでしょう。その辺に対してもし、考えがあれば、そこも一つお聞きしたいと思います。

その他に、成人式の時に実行委員会かどうか、若者に対する今の南部町に対するアンケートを取ったという文章がここに載っていました。これは私、議会としても色々なことをこれからの議会活動の中で議会改革かなんかやっていく一つだろうと思っていましたもんですから。特にこの文章がですね、気になって居ましたので、その辺をどういう形でこれから、我々も聞きたい、どういう回答があったのか聞きたいところもありますし、また、若者の定住促進その他、子育て支援に対してもそのアンケートがどういう形のアンケートが成されて、どういうふうに活かして

いこうとしているのか、その辺がもし資料的に持っていれば、お聞きしたいと思います。

それからもう一つ、春一番の行事でやっています、うぐいすマラソンです。これは、何十年とやっている行事ですけれども。ここの文書、目的に合ったものが「町民の健康増進が第一目標で」ということで書かれていましたけれども。実際の参加者、私の手元にある資料、その他を見ましても、中学生までは5割位の町民の参加になっています。

ただし、それ以上になれば、特に今回の報告書は1割に満たない。ほかはほとんど他町村からの参加者。町民の参加者が1割位しかないんですよ。これが、傾向として続いています。実際には。そして、確かこの日は私も毎回その行事には行ってみてまいすけれども。これは、うぐいすマラソンだけじゃないかもしれません。各イベント全て、関わる問題だと思いますけれども、いかに町民の参加をどういう形にさせるかというのがこれから色々なイベントを組むのに必要だと思います。

ただ、やる方だけが居て、観客がいないお祭り、イベントというのは、これはなかなかこれからどういう形でやっていくかというのを課題になる中の一つとして捉えたものですから、このうぐいすマラソンを取り上げてみましたけれども。本来の目的を達成しているのかどうかということです。

それから、私が一番、せっかくここに1,000人位の運動公園、周り見ますと1,000人位、父兄含めて集まっているんですよ。ただ、その行事が終わればぱっと散って居なくなる。状態を見たときにですね。せっかく、他町村からそれだけの人間が来ているんですから、交流人口を増やすためには確かに効果はあっているかもしれませんが。それをいかに町の色々な施設等に波及させる内容も合わせて考えていく必要があるんじゃないかなと思ったものですから。あえてここをちょっと取り上げてみました。この目的と町民の参加率の低さに対しての考え方があれば、お聞きしたいと思います。以上です。

○議長（馬場又彦君） 町長。

○町長（工藤祐直君） では私の方からまず、公民館の部分について。恐らく担当課長も言いにくい部分があるでしょうから。私から答弁させていただきますが。今、公民館活動等については、担当課の方が実際的にはそれぞれの活動に仕掛けをしながら、行う場所が公民館であったりするわけでありすけれども。それぞれが今、自主的に活動している方々が非常に多くなってきております。そういう中で、あえて正職員を配置してまでという部分については、現在、考えてござ

いません。

その分、しっかりと教育委員会の方でそれぞれの臨時職員なりにも、指示をしながら、今、職員削減をしてきて、大体、70名ほど削減してきております。公民館に限らず、他課においても非常に減少された中で行っておりますので、今はまだ、今の状況で何とか進めてまいりたいところ思っております。

○議長（馬場又彦君） 社会教育課長。

○社会教育課長（赤石裕之君） 公民館事業につきましては、町には中央公民館、剣吉公民館、福地公民館、南部公民館ってあるわけですけれども、社会教育という事業の中で、公民館とタイアップして行っております。

公民館の建物を使いまして趣味の教室、まず1つ例をあげますと、24サークルの方々が公民館の施設を活用して月2回、集まりまして、24のサークルが活動を行って、生きがづくりという形で事業を展開しております。

また今、必要とされているタブレット教室とかルーシーダットンとかそのような今、巷でもどうしても習いたいなというようなことをアンケートまたはご意見を聞きながら、公民館と社会教育課がタイアップして事業を展開しております。

次に、若者の成人式の関係でございますが、今年の成人式におきまして、町の人口減少対策として、若者層の定住促進対策に取り組むうえで、一つの若い成人の方々のご意見を聞こうということで今年、アンケート調査をいたしました。町に愛着を感じているか。また、住み続けたいかというような内容でアンケート調査をしております。

これを踏み台に致しまして、まだ、産声をあげたばかりなんですけれども、ことしから、先ほど議員おっしゃるとおり、成人式は実行委員会を立ち上げて、成人の方々が手作りの成人式を行っております。その方々が成人式が終わったというので、すぐ解散するのではなくて、実行委員会の方々を中心に青年教室というような形で、その方々が集まってコミュニケーションの場として、また社会教育課では提供して、若い人たちのコミュニケーションの場を提供しております。

次に、うぐいすマラソンでございますが、このうぐいすマラソンにつきましては、県内最初に開催される大会でございます。県内からは700人近くの方が参加していただいております。

足慣らしを兼ねてだと思っておりますけれども、皆さん毎年、たくさんの方が参加して下さって

おります。議員おっしゃる通り、一般の方につきましては確かに、参加者が少ないわけですが、大会の運営にあたっておったり、また、子供たちに比べると参加者が年々減ってきているわけですが、県民駅伝の足掛かりの最初の大会と位置付け、大会を開催しておるわけでございます。中学生の方々、県民駅伝に出るための試走会の第一歩というふうな形で位置付けております。

また、無償でこの大会を開催し、運営していることもあって、参加者も多いかもしれませんが、バーデの帰りに割引券等も配布して立ち寄っていただいております。今後は町の観光施設また、文化施設等に行けるようにパンフレット等も準備したいと考えております。以上でございます。

○議長（馬場又彦君） 学務課長。

○学務課長（夏堀常美君） 栄養教諭のお話がありました。当給食センターには栄養士が1名配置になってございます。今、2年目でございますが、栄養教諭として採用されるには栄養士として2年の経験が必要でございます、更に栄養教諭の試験を受けて合格して初めて配置になるというふうなことになるでございます。私どもの方の栄養士、2年目でございますので、もし、試験に合格すれば、栄養教諭という形での配置にはなろうかと思いますが、現状は栄養士兼、栄養教諭というふうな形での配置になりますので、人員としては増えないというふうなことになります。

健康診断等で、異状が6割超えるというふうなこともございますが、子供のころからの食育等の授業が必要、大変重要であると認識してございまして。現在も小学校8校、中学校4校ございますが、各学校との時間の調整をしながら食育の授業といいますか、指導を現在も行っておりますので、栄養教諭として採用になった際には正式な授業というふうな形での食育等の指導ができるのではないかなというふうに思っております、県の方には、栄養教諭の配置という部分を要望している現状でございます。以上です。

○議長（馬場又彦君） よろしいですか。中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） 今、私この栄養教諭というか指導のところちょっと取り上げたのはですね。25年度は40回、各学校を回ったってなっていたんですよ。ただ今回は、ぐっと減って8回なんです。26年度のこの報告書の数字を見ればですね。ですから、その辺が恐らく、これは給食

センターだけで、町だけでやるっていうのはこれは、家庭教育から全てやらないとこの健康にかかわることありますからですね。学校だけで一生懸命やったからって、家庭に帰ったらしょっぱい飯食ったとなればこれはもう、色々ですから。その辺は、教育委員会だけの問題ではないかもしれませんが、ぜひ、その辺は予算を確保してでも、やっていった方が、せっかく宣言した町ですから、色々な角度からやっぱり、予算措置もしながらこの町民の健康に対してやってるって姿勢をやるために私は、予算も必要だろうと思いますし、人員も必要かと思いますので、その辺のところをまず、希望といいますか、これからのですね。来年度の予算編成に向けても希望、要望してみたいなと思います。

さっき町長の方から、公民館に対する職員のことは私もわかりました。ただ、私がここであまり金を掛けないで、公民館をもっともっとこう、やっていくためには今、前から問題になっている高齢者と言いますか、色々な経験がある方々が町内に居ります。ですから、そういう方々に例えば、公民館の一室を運営の形のスタッフに入ってもらってやるのが金を掛けなくても、こういう方々にはお話しすれば恐らく協力してくれる方々がたくさん居ると思いますので、こういう方も館長の代理ではないけども、役職は、肩書は何を付けても良いのですけれども、そういう形で活用していくという方法をですね。それも一つ、町としても考えていってもいいんじゃないかと思いますので、この辺も一つ、この報告等の結果からみて、要望しておきたいと思います。

それから、先ほどのうぐいすマラソンの件で、来た町民に対する色々な町内の施設、その他の活用方法も考えていくということですからぜひ、その辺はですね、積極的にせっかく来た人間をリピーターになってもらう。うぐいすマラソンに参加してくださった方がその年に、どっかにいった時になんかのこういう形で利便性を持たせてあげるとかですね。そういう方法も一つ、併せて検討してもらうことを要望して質問を終わります。

○議長（馬場又彦君） 他に質疑ありませんか。夏堀文孝君。

○11番（夏堀文孝君） 私も評価報告書の方から質問させていただきます。17ページの下段の方に総合評価とあります。表になっていまして、「改善・縮小」が「C」、「休止・廃止」が「D」というふうになっていますけれど。24ページの「教職員の研修事業」また、「ネイルアート教室」が「D」、あとは52ページの「B&G会長杯三戸郡下中学校バレーボール大会」の「D」、これについて評価を受けていますけれど、どういった対応になるのかお知らせいただきたいと思います。

○議長（馬場又彦君） 学務課長。

○学務課長（夏堀常美君） 24ページの「教職員の研修」について「C」というふうなことでございます。

新採用で初めて南部町に配置された先生方に、南部町の現状とといいますかを研修してもらって、やっている事業でございますが。学識経験者からは範囲を広げてといいますか、「南部町に初めて採用ということではなくて、南部町に配置換えになった教職員についてもやったほうがいいのか」というアドバイスをいただきました。

これにつきましてはは来年度以降、そういう形での実施をしたいなというふうに考えてございます。よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（馬場又彦君） よろしいですか。夏堀文孝君。

○11番（夏堀文孝君） あとの何点かはお答えいただけなかったんですけども。私、今答弁いただいた24ページの「教職員研修事業」これに関して、対象者が2名とういことで、新規採用者が2名しかなかったということだと思っておりますけども。転勤されてきた方に拡充していくというそれも一つですけど。希望者も募ってみたいかがでしようかと思っています。やっていることはすごく良い内容だと思うんですよ。ただ、対象者が限定されている中で、参加者が少ない。そういうふうに理解しますので、そこを再考していただければと思って質問します。

○議長（馬場又彦君） 社会教育課長。

○社会教育課長（赤石裕之君） 先ほどのネイルアート教室と中学生のバレーボール大会についてお答えいたします。

ネイルアート教室につきましては、25年度に引き続き、26年度も実施したんですけども、26年度の参加者が4名であり、次のページに書いてありますけれども、アロマフィットネス教室等に比べますとちょっと参加者が少なくて。もう、ネイルアートに希望する方が少なくなっているのかなと。また、時間帯も日中から夜に変更して集めようと思ったんですけども、参加者が少なかったものですから、この事業については、ちょっと今、何が求められているのかということ聞きながら、展開していきたいなというふうに考えております。

次に中学生のバレーボール大会でございますが、この大会につきましては、B&G海洋センターの方で開催していたんですけれども、初期の目的を達成しましたので、中学校の中体連の方の春季大会に大会を戻して、大会自体は開催しております。ただ、うちの方が主催という形ではなくて、三戸郡中体連の春季大会のバレーボール大会という位置づけで、大会を継続していますので、よろしくお願いいたします。

○議長（馬場又彦君） 他に。川守田稔君。

○16番（川守田稔君） この点検及び評価報告というのはですね。冒頭に点検評価アドバイザーとしてお二人の方の意見が乗せられています。この順番として、これはこちらの後ろの方の「評価表」なるものに対して、報告を受けたアドバイザーが最後に意見として、意見を乗せていると考えてよろしいんですかこれは。

○議長（馬場又彦君） 学務課長。

○学務課長（夏堀常美君） おっしゃるとおり「事業毎個別評価表」を職員が作成いたしまして、その内容についてアドバイザーにご説明をして、それぞれ、ご意見、提言等をいただいたというふうな内容でございます。

○議長（馬場又彦君） 川守田稔君。

○16番（川守田稔君） そうしますと、ここにもですね、「PDCAサイクル」ということがくしくも出てきておるので、あえてお伺いしたいのですが。これは、この職員による評価自体は「PDCAサイクル」ですね。その手法を使って、報告書を作りましたという内容なのでしょうか。それもと、来年からやりますよということなのでしょうか。どちらでしょうか。

○議長（馬場又彦君） 学務課長。

○学務課長（夏堀常美君） 冒頭にご説明いたしましたが、この内容につきましては平成26年度に実施した内容でございます。なので、今もう27年度後半に入っておりますので、具体的には先

ほど申しましたとおり、提言を具体的に事業等に反映していくには27年度の後半あるいは、28年度になってからというふうなことになろうかというふうに思っております。

○議長（馬場又彦君） 川守田稔君。

○16番（川守田稔君） 非常に大雑把なんですけれども、評価表の「成果」という欄がありますね。そういったところを飛ばし読みしていると、「ああいうことができて良かった」云々の評価がずらっと並んでいるわけですよ。ところが、本当は公民館活動であれ学校活動であれ何であれ。「こういう問題点がありますよね」という意見も寄せられているはずだと思うんですね。日常的に。ところが、どこでしたか「何とかは周知徹底を図る必要があるかもしれない」というのが私の目についたちょっとした問題意識的な記述であって、まあ、全部見ていないので何ともいえないのですけれども。そういった問題視している部分というところの記述がない。まあ、成果としての欄なので、それは別に書くべきことではないのかもしれませんが。もし、「PDCAサイクルに従ってこれから検討を進めていくんですよ」というのであれば、課題ですとか問題意識というのを書き上げてここに記述するという作業も必要だと思うんですよ。当然ですよ。それをもって、次の年の改善の課題にしていくということですよ。そういうことですよ。まあ、1年に1回まとめるという最低、そういう最低は1年に1回こういうふうな形でまとめ上げるわけなんでしょうけれども。こういったのは年がら年中やっていくという類のことじゃないですか。本当は。そこでアドバイザーの方の意見とかを読むとですね。その立花…何て読むんですか。キミトさんって読み方しますか。立花さんによりますと、評価にも「成果だけでなく課題の記述があれば興味も深まる」云々とあります。「PDCA効果も増大するものとする」云々とあれがあったりします。それで庭田さんの方のあれにいきますと「公民館事業とは何か、どんな役割か、公民館の目的を達するために行う事業はどんなものか、もう一度原点に立ち返るように」という指摘がございます。これはとりもなおさず、すなわち、来年度への課題として掲示されているわけじゃないですか。当然、これらのこういう問題点や課題というのは、次の報告書にはそういう形で反映させるべきものだと思うんですが。どうでしょうか。

○議長（馬場又彦君） 学務課長。

○学務課長（夏堀常美君） 先ほどのアドバイザーのご意見というふうな課題、問題点というふ

うな部分でございます。おっしゃるとおりに、そのすぐ解決できる部分と時間が必要な部分等もでございます。そういう部分では来年度の27年度分といいますか、今年度分の評価報告書につきましては、当然のごとくその「こういう解決」といいますか「改善策をした」とかそういう部分は当然載ってくるものだろうというふうに考えてございますし、先ほど議員の方々からもご意見をいただきましたので、そういう部分も参考にしながら、また、28年度等の事業に反映していくというふうなことになるかと思っております。

○議長（馬場又彦君） 川守田稔君。

○16番（川守田稔君） 少なくとも、私の知る限りは、多分庭田さんに関しては、こういったチェックは役場を退職なされて以降、再就職なさったところで、こういったことは実務としてやっておられる経験者だと思います。

その立花氏におかれましても「成果だけでなく課題の記述があれば議論に深まりが」云々という書き方してますよね。これはやっぱり、ちょっと順番が違うんじゃないんでしょうかというようなニュアンスと私は感じるんですよ。その辺のことを考えれば、最後に連れてきて「評価してください」というようなことではなくて、絶えず、アドバイザーであるのであればプロセスの中においてアドバイスをいただくという姿勢も必要かと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（馬場又彦君） 学務課長。

○学務課長（夏堀常美君） 常にとというか随時というふうなご意見でございますが、なかなかそのアドバイザー半年に1回とか、前期、後半という部分では可能かもしれませんが、また、評価表の方の記述自体も職員がやっておりますので、その部分についても記載の内容等をそれがわかるような形で改善していけばまた、ご意見もまた伺いやすいのかなというふうに考えてございます。以上です。

○議長（馬場又彦君） 他に質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで報告第15号を終わります。

◎議案第91号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 日程第2、議案第91号、南部町個人番号の利用に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（西館勝彦君） 説明資料の2ページをお願いいたします。議案第91号、南部町個人番号の利用に関する条例の制定についてご説明いたします。

提案理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための利用等に関する法律第9条第2項に基づいて、個人番号の利用に関して必要な事項を定めるため、条例を制定するものでございます。

制定内容としましては、平成27年10月5日に番号法が施行されまして、平成29年7月からは個人番号により、国や地方公共団体などとの情報連携が可能となります。これによりまして利便性の向上、行政の効率化、負担と給付の適正化による公平・公正な社会の実現が図られるものとされております。

国の機関や他の公共団体との情報連携は、法律により規定されておりますが、庁内での情報連携については、番号法第9条第2項の規定に基づきまして条例を制定し、業務を行うものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 個人の質問は3回までとしますのでよろしく申し上げます。

説明が終わりました。質疑を行います。

質疑はありませんか。工藤正孝君。

○10番（工藤正孝君） いわゆる個人番号、マイカードのことでしたが、私、全協の説明の時に不幸事があって欠席しましたので、その時に伺えば良かったのですが今、再度、お願いしたいと思いたいと思います。

この個人番号の前の通知カードという一般の方々に最初に送られるカードのことで、いわゆる

関連でお願いしたいと思いますが。インターネット等々の公告、掲載を見ますと、政府は11月中旬ぐらいには終わる予定、全国的にですね。送付が終了するという初回配達が予定でしたが、今になってみますと16都道府県90万、約1.6%で配達しきれていないというふうな報道になっておりました。また、5,000世帯にも印刷漏れですとか、そういうミスがあったというふうな掲載を見ました。当町の場合、青森県の場合は、遅れている都道府県には入っておりませんでした、自治体等々で県に報告しなければ、県の方では「なし」というふうな報道にするのかもしれませんが。そこで、当町の場合にそういった配達漏れですとか、また、本人確認いない場合は、自治体に返送、戻されるというふうなことになっておりましたが、そういう案件は何件くらいあるのか。また、全部送付済みというのであればよろしいのですが、現時点の進捗状況。あるいはまた、詐欺被害等々の報告というのもすでに、詐欺被害、詐欺未遂ですか。があったというふうに伺いますが、その件につきまして当町の場合の進捗状況をお願いします。

○議長（馬場又彦君） 住民生活課長。

○住民生活課長（川村正則君） 住民生活課長ですけれども。前回の全員協議会の時に報告した返戻枚数から、その時報告しました三戸郵便局管内のものが、11月、12月いっぱいをもって戻ってくるということで、今現在つかんでる数値ですけれども。送付枚数というのが南部町7,524世帯ですので7,524通を配布いたしております。

その中で、返戻というか戻ってきた通知が317通ありますけど、現在のところ104通はこちらの窓口でまた、折り返し通知して再度送付したもので、現在213通が残っております。また、各家庭で遅れているという状況がありますけれども、その方々の状況を見ますと、8月、9月において住居転居等がありますとどうしてもそれらの内容を確認してからの通知になっておりますので、遅れてしまったというような状況は把握しております。

また、詐欺未遂というようなのがありましたけれども、内容に関しては電話での声を掛けをしたということで、申し訳ありません。内容をしっかりと把握しておりませんでしたので、後で確認してお答えしたいと思います。

○議長（馬場又彦君） よろしいですか。他にございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第91号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

◎議案第92号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 日程第3、議案第92号、南部町農業委員会の委員等の定数に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（中里司君） 説明資料の3ページをお願いします。議案第92号、南部町農業委員会の委員等の定数に関する条例の制定についてでございます。

趣旨になりますが、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、南部町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるため、条例を制定するものです。

内容ですが、まず（1）の委員の定数は16人とする。こちらは条例の第2条で制定しております。（2）農地利用最適化推進委員の定数は14人とする。こちらは第3条で制定しております。

（3）南部町農業委員会の委員の定数等に関する条例。こちらは、選挙による選任による条例になりますが、こちらは廃止するとして、附則で定めております。

3番目、施行日は平成28年4月1日となります。以上です。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。質疑を行います。

質疑はありませんか。11番、夏堀文孝君。

○11番（夏堀文孝君） この今回の農業委員会等に関する法律の改正ということで、そもそもこの選挙制度から任命制度にした理由と大きく変わった点、そういうところの理解ができていないので、説明をもう少し詳しくお願いできればと思います。

○議長（馬場又彦君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（中里司君） それでは、今回の法律の改正で選挙制度から町長任命制度になった理由としまして、平成25年1月ですけれども、内閣総理大臣の諮問を受けて設置されました「規制改革会議」の中の農業ワーキンググループが、選挙制度による選任を廃止する理由で挙げていますが、その一つが「全国的に農業委員会の選挙が実施されているのは1割に満たない」ということが理由だと言われています。

実際に昨年実施されました「農業委員統一選挙」で、投票が行われたのは、1,015委員会のうち83委員会と。実施率は8.2%という結果でした。

このことから、選挙制度が廃止されたものではないかと考えております。

なお、今回の法律改正によりましてどんなことが変わったのかといいますと、大きく変わったものとしては、農地利用最適化推進委員が設置されたこと。こちらの方は、専門的に農地パトロールを行って、遊休農地を見つけ、それに対して対策を講じるというふうなことになりますが、そちらが、委員を設置することになったために農業委員の定数が若干、減ったような形になります。

ただし、今までどおり農業委員の職務、業務というのはこれまでと同様、まずほとんど変わらないと。人数は減りますが、今までと同様に農地法に基づく許可等の事務を行っていくということになります。以上です。

○議長（馬場又彦君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第92号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第92号は原案のとおり可決されました。

◎議案第93号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 日程第4、議案第93号、南部町特別会計条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（西舘勝彦君） それでは、説明用資料の4ページをお願いします。議案第93号、南部町特別会計条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

提案理由でございますが、南部町ポートピア交付金事業について、一般会計に組み入れて会計処理することに伴い、南部町ポートピア交付金事業特別会計を廃止するため所要の改正を行うものでございます。

附則でございますが、施行日は平成28年4月1日でございます。経過措置でございますが、4月1日から5月31日までは出納整理期間につき存続させまして、当該特別会計の剰余金については、南部町一般会計に帰属するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。質疑を行います。

質疑はありますか。八木田憲司君。

○8番（八木田憲司君） これ特別会計で今まで実施した中で、大体総枠が決まっていたかと思いますが、一般会計に繰り入れたときに、その、これに対する事業費の総枠というものは、どういう形でなるかちょっとご説明お願いいたします。

○議長（馬場又彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西館勝彦君） 今まで助成金、協力金といたしまして500万円、年間いただいておりますが、その500万円につきましては同額、今までどおり例えば、笑顔あふれる事業とか、自主防災関係の事業に充当したいというふうに考えております。以上です。

○議長（馬場又彦君） よろしいですか。八木田憲司君。

○8番（八木田憲司君） 特別会計から一般会計に変更するだけであって、中身は変わらないということによろしいですかね。

○議長（馬場又彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西館勝彦君） そのとおりでございます。

○議長（馬場又彦君） よろしいですか。他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第93号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第93号は原案のとおり可決されました。

◎議案第94号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 日程第5、議案第94号、南部町町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。税務課長。

○税務課長（西村幸作君） それでは説明資料5ページをお開き願います。説明させていただきます。

議案第94号、南部町町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。趣旨でございますが、地方税法施行規則等の一部を改正する省令が平成27年9月30日に公布されたマイナンバー制度に関することと、地方税法の一部を改正する法律が平成28年4月1日から施行される徴収猶予に関する事、この二つに関連いたしまして、南部町町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正するというものでございます。

内容につきましては、一つは猶予制度でございますが、国税の猶予制度の見直しが行われたことを受けまして、地方税の猶予制度についても所要の見直しが行われることとなり、地方税法が改正されまして、町におかれます条例のいくつかの事項が法律から委任されたために、条例に関連する規定を追加するものでございます。

それから、マイナンバー制度につきましては、地方税法施行規則等の一部を改正する省令が平成27年9月30日に公布されましたことに伴いまして、今までは申請報告書等々につきましては個人番号、法人番号を記載することになっておりましたが、当面は記載しないこと。あるいは、個人番号及び法人番号に関わる定義、規定が括弧表記で付け加えられたため等による、規定を整備するものでございます。

施行日につきましては、公布の日を施行日とするというものの内容でございます。以上でございます。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第94号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第94号は原案のとおり可決されました。

ここで、11時10分まで休憩します。

（午前10時56分）

.....
○議長（馬場又彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時10分）
.....

◎議案第95号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 日程第6、議案第95号、南部町浄化槽清掃業許可等に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（川村正則君） 説明資料の6ページをお願いします。議案第95号、南部町浄化槽清掃業許可等に関する条例を廃止する条例の制定について。

趣旨といたしまして、南部町浄化槽清掃業許可等について、浄化槽清掃業を営もうとする者に対しての許可等をこれまで南部町が行っていたが、三戸地区環境整備事務組合が事務を執り行うことになったことに伴い、南部町浄化槽清掃業許可等に関する条例を廃止するものです。

内容といたしまして、三戸地区環境整備事務組合ではこれまで、浄化槽に係る汚泥の収集運搬に関することと、廃棄物の処理及び清掃に関する許可等を行ってきました。南部町では浄化槽法

の規定に基づき、浄化槽清掃業の許可等を行ってきたところです。

しかしながら、し尿又は浄化槽汚泥等の収集運搬業者と浄化槽清掃業者は同一業者であることから、現在の許可業者については、三戸地区環境整備事務組合の構成3町ともに同様の業者であり、また、業者の申請手続き等の負担を軽減する観点から、三戸地区環境整備事務組合が事務を執り行うこととしたものであります。

施行日は公布の日からとします。以上です。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第95号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第95号は原案のとおり可決されました。

.....
◎議案第96から議案第100号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 日程第7、議案第96号から日程第11、議案第100号までの議案5件は保育園の民営化に伴うものであり、関連がありますので、会議規則第37条の規定により、一括議題とします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田勉君） 議案第96号から議案第100号まで、一括して説明申し上げます。

説明資料の7ページをお開きください。議案第96号、南部町立保育所条例を廃止する条例の制定についてでございますが、平成28年4月1日から町立の保育所を民営化することに伴いまして、本条例を廃止するもので、廃止する町立の保育所はチェリー保育園、なんぶ保育園、福地保育園の3園でございます。施行日は、平成28年4月1日でございます。

次に、議案第97号、南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、平成28年4月1日から町立の幼稚園及び町立の保育所を民営化することに伴い、規定を整理するため、所要の改正を行うものです。

内容といたしましては、本条例で規定している町立施設、幼稚園と保育園でございますが、この町立施設において徴収している利用者負担額及び一時預かり保育料について、民営化に伴い、関係条文の削除等を行うものであります。施行日は、平成28年4月1日でございます。

次に、資料の8ページをお開きください。議案第98号、財産の無償貸付について（南部町立チェリー保育園）でございますが、町立保育所を平成28年4月1日から民営化することに伴いまして、「南部町立保育園民営化に係る移管法人募集要項」の4の規定に基づき、その運営に係る町有財産を10年間無償貸付することにつきまして、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

無償貸付する町有財産は、チェリー保育園の土地、建物、及び付帯工作物でございます。無償貸付の相手方は社会福祉法人未萌会、理事長、村田房子でございます。無償貸付の期間は、平成28年4月1日から平成38年3月31日までの10年間でございます。

次に、資料の10ページをお開きください。議案第99号、財産の無償貸付について（南部町立なんぶ保育園）でございますが、先ほどの議案第98号と同様に、町有財産を10年間無償貸付することにつきまして、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

無償貸付する町有財産は、町立なんぶ保育園の土地、建物、及び付帯工作物でございます。

無償貸付の相手方は、社会福祉法人未萌会、理事長、村田房子でございます。無償貸付の期間は、平成28年4月1日から平成38年3月31日までの10年間でございます。

次に、資料の12ページをお開きください。議案第100号、財産の無償貸付について（南部町立福地保育園）でございますが、議案第98号と同様に、町有財産を10年間無償貸付することにつきまして、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

無償貸付する町有財産は、町立福地保育園の土地、建物、及び付帯工作物でございます。無償貸付の相手方は、社会福祉法人青い海の会、理事長、木村鶴恵でございます。無償貸付の期間は、

平成28年4月1日から平成38年3月31日までの10年間でございます。

以上でございます。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。質疑を行います。

質疑はありませんか。八木田憲司君。

○8番（八木田憲司君） 無償貸付に関してちょっとお伺いいたします。10年間という長い間貸し付けるわけですが、建物等の修繕。何かの事情により損壊したりとかそういう時の決まりごと。誰がそれを担っていくのか、ちょっとお聞かせいただければと思っております。

○議長（馬場又彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田勉君） ただ今のご質問にお答え申し上げます。法人を募集する際に、「南部町立保育園民営化に係る移管法人募集要項」で募集しているわけですが、この募集要項にそのことを規定しておりまして、「移管後の施設、設備等に係る一切の経費は事業者の負担、責任において行うこととする」という規定で募集してございます。従いまして、基本的には移管後は全て法人の方の負担になります。

ただし、移管した法人、要するに民間であります。改修工事等をする際に国の補助を受けることができますので、当然のことながら、それらが発生した事態には、その都度、協議して役場とですね。町と協議することになるかと思えます。以上です。

○議長（馬場又彦君） 他に質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第96号から議案第100号までの議案5件を一括して採決します。本案は原案のとおり決定

することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(馬場又彦君) 異議なしと認めます。

議案第96号から議案第100号までは原案のとおり可決されました。

◎議案第101号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(馬場又彦君) 日程第12、議案第101号、工事請負契約の締結について(名久井小学校校舎大規模改修工事)を議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長(佐々木俊昭君) それでは、議案第101号、工事請負契約の締結について(名久井小学校校舎大規模改修工事)についてご説明申し上げます。説明資料の14ページをお開き願います。名久井小学校校舎大規模改修工事の請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

契約の相手方は、南部町大字上名久井字外ノ沢10番地2、株式会社松本工務店、代表取締役松本保築氏でございます。請負代金は2億6,632万8,000円でございます。落札率は92.39%でございます。契約方法は指名競争入札でございます。工事内容については、校舎、RC構造、鉄筋コンクリート構造ですけれども、2階建て、延床面積が3,686.33㎡になります。主な工種は屋上の防水、外壁の改修、建具の改修、内装改修、家具改修、電気改修、機械設備、トイレの改修等の工事となります。

工事の表示については、名称が「名久井小学校校舎大規模改修工事」、場所が南部町大字平字広場8番地でございます。

工期は、本契約を成立した旨の意思表示をした日から平成28年3月31日までとしておりますが、質疑応答の中で、全指名業者に「国、町の繰越手続きが済んでいないことから工期を3月31日までとしていますが、承認後は平成28年12月上旬まで延長し、後期の変更は3月下旬頃となる」旨、担当課の方で回答しております。

皆様のお手元の方には入開札一覧表の方配布しておりますので、後でご覧いただきたいと思い

ます。以上で説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
議案第101号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。
議案第101号は原案のとおり可決されました。

◎議案第102号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 日程第13、議案第102号、平成27年度南部町一般会計補正予算（第3号）
を議題とします。

本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（西舘勝彦君） それでは議案の45ページをお願いいたします。議案第102号、
平成27年度南部町一般会計補正予算（第3号）でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億94万6,000円を追加し、歳入歳出予算の
総額を歳入歳出それぞれ106億7,026万円とするものでございます。第2条は地方債の変更をする
ものです。

57ページをお願いいたします。歳出からご説明を申し上げます。2款総務費、1項、1目 一

般管理費でございますが、2,686万9,000円を減額し3億8,608万2,000円とするものでございます。これは職員の退職、人事異動などにより人件費を調整したものでございます。同じく2款、1項、5目 財産管理費でございますが503万6,000円を追加し1億3,858万8,000円とするものでございます。11節でございますが、南部分庁舎の空調設備関係に係る修繕料及び行政バスの修繕料でございます。

次のページをお開きください。16目 公共施設整備基金費でございますが1億5,000万円を追加し1億8,655万6,000円とするものでございます。公共施設整備基金への積立金でございます。普通交付税の確定により積み立てるものでございます。なお、公共施設整備基金の本年度末残高は、約31億円を見込んでおります。

続きまして、2款、2項、1目、税務総務費の1,352万2,000円の減額でございますが、主に人件費の調整によるものでございます。

次のページをお願いします。2款、3項、1目、戸籍住民基本台帳費376万3,000円の減額。同じく下段の3款民生費、1項、1目、社会福祉総務費1,813万7,000円の減額、こちらにつきましても人件費の調整によるものでございます。

次のページをお願いします。3款、1項、5目、老人福祉施設費でございますが、3,542万円を追加し、1億5,674万円とするものでございます。28節でございますが、介護老人保健施設特別会計への繰出金の増によるものでございます。入所者の減に伴いまして、施設介護サービス収入及び入所利用料が減少となったことによるものでございます。

続きまして3款、2項、2目、保育所費953万2,000円の減額、次のページをお願いします。同じく3目 児童館費671万3,000円の減額につきましても主に人件費の調整によるものでございます。

次のページをお願いします。6款農林水産業費、1項、1目、農業委員会費から、11目、農村整備費まではすべて人件費の調整によるものでございまして、合計1,864万7,000円の減額となっております。

次のページをお願いします。7款商工費、1項、3目、観光施設費でございますが、261万8,000円を追加し、1億6,960万8,000円とするものでございます。バーデハウスの非常用業務アンプの修繕関係経費を計上しております。

続きまして、8款土木費、2項、1目、道路橋りょう維持費でございますが、885万3,000円を追加し2億2,724万1,000円とするものでございます。11節の需用費でございますが、町道維持補修及び街路灯維持補修に係る経費となっております。次のページをお願いします。14節でござい

ますが2台分の除雪機械借上料453万6,000円を計上してございます。

10款教育費、2項、1目、学校管理費でございますが187万4,000円を追加し4億4,645万2,000円とするものでございます。11節でございますが、南部小学校ほかの校舎修繕経費を計上しております。

次のページをお願いします。10款、4項、2目、教育振興費でございますが429万円を追加し3,875万5,000円とするものでございます。幼稚園施設型給付費として429万円を追加してございます。子ども子育て支援制度による私立幼稚園に対しましての負担分となっております。

つづいて歳入をご説明いたします。53ページをお願いいたします。

1款、2項、1目、固定資産税でございますが、3,046万8,000円を追加し、8億208万3,000円とするもので、償却資産の増によるものでございます。同じく1款、3項、1目、軽自動車税でございますが、310万9,000円を減額し5,108万3,000円とするものです。原動機付き自転車などの税額について、増額とする法律の改正が1年間延期となりましたので、減額するものです。

9款、1項、1目、地方交付税でございますが、1億7,886万6,000円を追加し、54億5,390万7,000円とするものでございます。これは普通交付税の追加でございますが、本補正予算の一般財源として予算計上しております。

次のページをお願いします。17款繰入金、2項、1目、財政調整基金繰入金でございますが、1億1,750万8,000円を減額するものでございます。6月補正時に基金から繰り入れしておりましたものを減額するものであります。

20款の町債につきましては、第2表地方債補正で説明いたしますので、49ページをお願いいたします。地方債の限度額の補正でございます。集会施設整備事業債、集会所建設事業に充当するものでございます。限度額1,500万円を追加しまして、6,150万円とするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第102号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

よって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

◎議案第103号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 日程第14、議案第103号、平成27年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田勉君） 議案書の79ページをお開きください。

議案第103号、平成27年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）でございますが、歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ73万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億4,000万1,000円とするものでございます。

まず、歳出からご説明申し上げます。87、88ページをお開きください。

上段、1款1項1目、一般管理費でございますが、77万9,000円を増額し、総額を2,391万8,000円とするもので、人件費の調整による増でございます。

中段、2款1項の療養諸費でございますが、2目の退職被保険者等療養給付費及び3目の一般被保険者療養費合わせて400万円を減額し、総額を14億8,922万6,000円とするものでございます。これは、400万円を減額しても今後の支払いに支障がないことが見込まれ、また、この減額分を2款2項の高額療養費に繰り替えるために行うものでございます。

下段、2款2項の高額療養費でございますが、1目の一般被保険者高額療養費及び2目の退職被保険者等高額療養費合わせて1,200万円を増額し、総額を1億9,790万円とするものです。これは、高額療養費の支給対象者が、制度改正によって多くなったことによりまして、高額療養費の増額をするものでございます。

次に、89、90ページをお開きください。

上段、8款3項1目、施設管理費でございますが、54万5,000円を増額し、総額を4,561万9,000円とするもので、人件費の調整によるものでございます。

中段、9款1項1目、財政調整基金積立金でございますが800万円を減額し、総額を26万4,000円とするものです。これは、予定していた積立金の額を減額し、この分を2款2項の高額療養費に繰り替えるために行うものでございます。

下段、11款2項2目、一般会計繰出金でございますが58万6,000円を減額し、総額を677万6,000円とするもので、事業充当額の確定に伴いまして、一般会計への繰出金を減額するものでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。85、86ページをお開きください。

上段、9款1項1目、財政調整基金繰入金でございますが、58万6,000円を減額し、総額を2億562万8,000円とするものです。これは、歳出の中の一般会計繰出金でご説明いたしましたが、事業充当額の確定に伴いまして、歳出の一般会計繰出金の財源となっている財政調整基金繰入金についても、同額を減ずるものでございます。

下段、9款2項1目、一般会計繰入金でございますが、132万4,000円を増額し、総額を2億3,711万4,000円とするものです。事務費分及び健康センター管理費分として、いずれも人件費の調整分として、一般会計からの繰入金の増額を行うものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。質疑を行います。

質疑はありませんか。川守田稔君。

○16番（川守田稔君） 87ページ高額医療費についてお伺いします。傾向として、ここ最近ですとか、10年、20年、30年前とか、そういうあれでもいいのですが。高額医療費というのは、増えている傾向にあるのでしょうか。例えば、年度によっては減ってみたりとか、そういったコンスタントではないものなのではないでしょうか。突発的にふえるとかそういった要因というのはあるのでしょうか。

それで、ふえているとすれば、どういった傾向でもって、どういった病気のあれでもってとか、そういった傾向がわかれば、ご承知であれば説明願いたいんですけど。

○議長（馬場又彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田勉君） 高額医療費の動向につきましては、ちょっと今、資料がございませんので後でお答え申し上げたいと思います。

なお、今回の増額の件については、制度上の対象者が変わったことによる、医療費をもらえる方がふえたということで、もらえる対象者がふえたということで、増額をするものでございます。調整といたしますか、当初見込んでいた対象者より制度の改正によって対象者がふえましたので、もらえる方がふえたということで増額するものでございます。

○議長（馬場又彦君） 川守田稔君。

○16番（川守田稔君） ずいぶん記憶をさかのぼりますと、例えば今はどのくらいかかるのですかね。心臓の手術をすると昔であれば500万、600万。癌であっても3セット治療を受けたらそれぐらいの規模で医療費がかかりますよね。それもその昔の認識であれば、健康診断も受けなくて、突然病気が見つかったら末期であったり、重度であったりする。そういった傾向があるから、予防的なことに力を入れるんだというような、そういう考え方っていうのが、確かに昔にはあったんですよ。一概にどうなのかなと私は思ってたんですが、まあ、高額医療といっても何百万単位とかっていうそういったものばかりではないのでしょうか。

例えば、予防という観点からみると、今なお同じスタンスであるかと思うんですよ。予防、早期発見ですよ。早期治療と。そういう建前の中で、はたして、比較的高額医療と称される方のあれが同行がどうなのかというのが、ちょっと気になったので、あれしましたので、大体、高額医療の金額とかも段階的に統計の資料がありましたら、そういう分け方した資料も併せていただきたいと思いますが。よろしくお願いします。

○議長（馬場又彦君） 他に質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第103号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第103号は原案のとおり可決されました。

◎議案第104号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 日程第15、議案第104号、平成27年度南部町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田勉君） 議案書の92ページをお開きください。

議案第104号、平成27年度南部町介護保険特別会計補正予算（第2号）でございますが、歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,506万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億1,972万円とするものでございます。

まず、歳出からご説明申し上げます。100ページ、101ページをお開きください。

上段の1款1項1目、一般管理費でございますが、7,571万3,000円を増額し、総額を1億759万9,000円とするものです。

内容といたしましては、101ページの2節給料、3節職員手当等及び19節負担金補助及び交付金の退職手当組合負担金までは、人件費の調整による増でございます。

同じく19節負担金補助及び交付金の補助金、地域医療介護総合確保基金補助金7,517万8,000円でございますが、地域における医療及び介護の推進を図るため、国におきましては、消費税増収分を活用した新たな財政支援制度を創設し、この財政支援を受けまして、各都道府県に平成26年度に地域医療介護総合確保基金が設置されまして、この基金を活用した事業が展開されてございます。

平成27年度におきましては、この基金を活用した事業として、地域密着型サービスの介護施設

等の整備に関する事業が補助対象となっております。当町におきましては、認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームの整備が対象となっているところでございます。

内容といたしましては、施設の整備分として1施設あたり3,200万円、施設を開設する準備経費といたしまして1施設558万9,000円、合わせて1施設3,758万9,000円の交付基準単価となっております。

現段階におきまして、2つの事業者が対象となることを見込まれまして、2施設分7,517万8,000円を新規に計上するものでございます。

なお、この事業の財源でございますが、先ほども説明いたしました、県の地域医療介護総合確保基金を活用することから、100%県の補助金でございます。

次に、中段、3款1項1目、二次予防事業費でございますが、10万1,000円を増額し、総額を1,752万8,000円とするもので、人件費の調整による増でございます。

下段の3款2項5目、任意事業費でございますが、75万円を減額し、総額を808万4,000円とするもので、人件費の調整による減でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。98、99ページをお開きください。

上段、5款3項3目、地域医療介護総合確保基金補助金でございますが、7,517万8,000円を新規に計上するもので、歳出の中でもご説明いたしましたけども、歳出の地域医療介護総合確保基金補助金の財源として、県からの補助率100%の補助金を計上するものでございます。

その下段の7款1項2目、その他一般会計繰入金でございますが、11万4,000円を減額し、総額を4,456万1,000円とするものです。歳出における人件費の調整による増額分、減額分を合わせまして、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。川守田稔君。

○16番（川守田稔君） この地域医療介護総合確保基金補助金ですね、これは県の基金ということですが、予算規模というのはどれぐらいの規模があるものなんでしょうかっていうことと、私は消費税っていうのは、今まで「福祉、福祉」って言いましたけれども、その「福祉に使われたことがあるのかい」と。「ねんじゃねえか」と思っていました。

それで、他にもその消費税による何かしらの基金ですとかそういう補助制度っていうのが、あ

るのであればちょっと教えていただきたいと。

○議長（馬場又彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田勉君） ただ今のご質問にお答え申し上げます。県の基金である地域医療介護総合確保基金でございますが、先ほどその予算規模はどれぐらいかというご質問でございましたけれども、ちょっとここ、県に確認しておりませんので、また、調べてお答え申し上げたいと思います。

それから、他にも、何か福祉に関する…すみません。消費税に係る事業がないかということでしたが、ちょっとこれも確認しておりませんので、確認してお答え申し上げたいと思います。

それから、他にも福祉関係に使われていないようなことがうかがわれるみたいなお質問でございましたが、この事業は、26年度から全都道府県に設置されておまして。従いまして26年度から事業が開始しておまして。ちなみに前年度、26年度は医療関係のほうに事業が使われていると承知しております。26年度。年度ごとに決まっているみたいですね。基金を使う事業対象が。1年目である26年度は医療関係。本年度、2年目ですが27年度は、地域密着型の整備等に事業がまわされる。この辺の県の方の基金の使い方もちょうと承知しておりませんので。ちなみに、今年度は地域密着型の整備だけに使われるということです。

○議長（馬場又彦君） 他に質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第104号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第104号は原案のとおり可決されました。
続けますか。続ける。

◎議案第105号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 日程第16、議案第105号、平成27年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について説明を求めます。市場長。

○市場長（中野弘美君） 議案書の103ページをお開き願います。

議案第105号、平成27年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億2,100万円を追加し、歳入歳出それぞれ32億6,300万円とするものです。

109ページをお開き願います。歳入でございますが、市場の売買取引に関する事業勘定の1款、事業収入、1項、受託金、1目、受託販売収入に3億円を追加し、補正後の額を30億円とするものです。

取扱いの状況でございますが、4月から10月末の全体では数量プラス408トン、金額では1億8,100万円の増加となっております。

販売収入増加の主なものでございますが、リンゴとニンニクでございますが、数量ではリンゴはプラス8トン、ニンニクはマイナス19トンでございますが、金額ではリンゴが4,200万円、ニンニクは4,300万円の増となっております。ここ数年の推移からみまして決算額を30億円と見込み3億円を追加するものでございます。

業務勘定、1款、事業収入、2項、手数料、1目、受託販売手数料の2,100万円の追加については、事業勘定1款1項1目 受託販売収入 の増額に伴う手数料収入増を見込んだものでございます。

111ページをお開き願います。歳出でございますが、事業勘定1款、受託費1項、受託費、1目、受託販売代金は、出荷されました生産者に支払う販売代金を3億円追加するものでございます。

業務勘定、1款、市場費、1項、市場管理費、2目、一般管理費、2節、給料の減は、人件費の調整によるもので45万円減額するものです。

業務勘定、1款、市場費、1項、市場管理費、2目、一般管理費、3節、職員手当等につきましては人件費の調整によるもので60万円減額するものでございます。

業務勘定、1款、市場費、1項、市場管理費、2目、一般管理費、8節、報償費の出荷奨励金及び納期前納付奨励金でございますが、平成27年1月から12月の販売額を基準に交付しております、10月末の集計で、前年度よりおよそ1億8,000万円の増となっていることから、合計で500万円を追加するものでございます。

25節、積立金でございますが、当初予算に1,705万円を追加し、総額を4,709万5,000円とし、今後の販売状況にもよりますが、この範囲内において基金積立をすることとなるものです。

以上で市場特別会計の説明を終わらせていただきます。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第105号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第105号は原案のとおり可決されました。

.....
◎議案第106号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 日程第17、議案第106号、平成27年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。老健なんぶ事務長。

○老健なんぶ事務長（極檀藤男君） それでは、議案書の114ページをお開き願います。

議案第106号、平成27年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

はじめに、第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,140万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,870万7,000円とするものでございます。

それでは、121ページ、122ページをお開き願います。

歳入でございますが、1款、1項、1目、1節の施設介護サービス費から、5,417万5,000円を、2款、1項、1目、1節、入所利用料から、1,231万円を、施設入所者の減により、それぞれ減額するものでございます。

次に4款、1項、1目、1節、一般会計繰入金でございますが、施設利用料の減額を調整するため3,542万円を追加するものでございます。

次に5款、1項、1目、1節、繰越金でございますが、前年度の繰越額の確定によりまして966万円を追加するものでございます。

次に123ページ、124ページをお開き願います。

1款、1項、1目一般管理費補正額1,541万1,000円を減額し、計で3億93万2,000円とするものでございます。

主なものについてご説明申し上げます。1款、1項、1目、2節の給料でございますがこれは人事異動及び人事院勧告により290万円の減額としてございます。次に、7節、賃金でございますが、臨時職員の人数が募集人員に満たなかったことにより、800万円の減額としたものでございます。

次に2目の療養費におきましては、入所者の減によりまして、11節の需用費で購入しておりますおむつ代・薬代等の減によりまして200万円の減となっております。13節委託料でございますがこちらも入所者の減による給食費の減により400万円の減額としたものでございます。

次に第2条、債務負担行為の追加でございますが、117ページをお開き願います。

債務負担行為補正の追加でございます。給食調理業務として、今年度から平成29年度まで限度額を2,990万円として追加するものでございます。

現在給食業務は、株式会社ナンブクリニックに委託しておりますが、南部病院移転に伴いまして、一緒に移転することになりまして、来年5月以降、受託できないということでございますので、給食業務を新規業者に委託し実施することになりました。

給食業務におきましては、継続的な供給が必要となることから、新規業者が、5月からスムーズに供給体制がとれるよう、十分な事前準備行為を行って頂くために、今年度中に業者決定をし、契約締結を行うために、債務負担行為補正を行うものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。質疑を行います。

質疑はありませんか。6番、西野耕太郎君。

○6番（西野耕太郎君） 121ページですけれども。

まず一つは、介護サービス費ですけれども。今聞きますと、入所者の減ということなんですけれども。ちょっと調べましたら26年度決算で約2億3,900万と。今現在でも補正前であると約2億4,400万と。この入所者の減はまず、なんでこういうふうになったのかということをお願ひします。

○議長（馬場又彦君） 老健なんぶ事務長。

○老健なんぶ事務長（極檀藤男君） お答え申し上げます。まず、減額の理由でございますが、現在、職員不足ということもございまして、入所者の入所制限の方をさせていただいております。平成27年の当初予算計上におきましては、入所者の人数を62名で計上してございました。しかしながら、本年、27年の4月におきまして、入所者の方を制限かけておるところもございまして、52名ということになってございます。現在、入所者の方は、45名というふうな減になってございまして、その分の差額が減額というふうな大きな減額になってございます。以上です。

○議長（馬場又彦君） 西野君。

○6番（西野耕太郎君） これは、職員の減によるということなんですけれども。職員がそれだけ足りないというのであれば、当然、職員をふやさなければならぬわけですから。

調べますと職員数は24名かな。24名で今現在そうすると24名居ないのかどうか。

それと関連することなんですけれども、先ほども調理業務の話をしておりましたけれども、債務負担行為の補正です。要するに29年度、来年度以降、28年度以降ですか。給食は南部病院のものから外れるということなんですけれども。28年度の5月に新たに給食の業務をする方を選ぶということなんですけれども。これについても、しっかりやっていただかないとならないでしょうし。それから、当初予算の中に関連するんで質問するんですけれども。1,100万程の購入財産。財産購入費を上げていますよね。これちょっと私、わからないんでそれも併せてお聞きしたいと。ですので、人件費が足りないのではなくて、もうちょっと、これは儲ける施設ではないのではないのかもしれないのですけれども、それによって一般会計が当初予算にして6,960万程逆にふえているわけですよ。ですよ。ですので、やはりこういうことはあまり良くないものだと思いますので、その辺について事務長の見解をお聞きします。

○議長（馬場又彦君） 老健なんぶ事務長。

○老健なんぶ事務長（極檀藤男君） まず、公有財産の購入費でございます。今年度予算に上げておりましたのが、南部病院にかかる調理室が建設されている部分の土地の購入費を上げてございます。これにつきましても、これから分筆そして契約して登記という形の流れになっていくと思いますのでよろしくお願いたします。

あと、職員の方が24名ということでございましたけれども、実際に介護の方に入っている者が職員が介護の方で9名、それから看護師の方が7名ということでございまして、あと、臨時の方が看護師が1名、介護が8名と。介護の方が17名の体制で今、動いてございまして、平成26年4月におきましては、日中の勤務体制というのが介護職員が8名ほどおりまして、介護の方を担当してございました。しかしながら、今現在、介護職6名での対応となっておりますので、少ない人数で対応してございます。その関係もございまして、入所者の入所制限をしていると。なかなか目が届かないところも出てくるということで、入所者の方の制限をしているということでございます。以上です。

○議長（馬場又彦君） 西野耕太郎君。

○6番（西野耕太郎君） 最後だけ、もう一回。そうするとこの給食業務は南部病院さんに今ま

で調理場を購入すると。調理場は、今度は老健の施設になるというふうに理解してよろしいですか。はいわかりました。

○議長（馬場又彦君） 他に。夏堀文孝君。

○11番（夏堀文孝君） 私も大体、同じような質問になるかと思えますけれども。事務長ばかり責めるわけじゃないのですけれども。一般的に今、介護業界は職員不足ということで、大変だとは思いますが。62名から52名、42名と減らして入所制限しているということで、入所率にすれば大体、今どれぐらいになっていますか。

○議長（馬場又彦君） 老健なんぶ事務長。

○老健なんぶ事務長（極檀藤男君） 老健なんぶの方は定数が70床になってございますので、今現在64%ぐらいになってございます。以上です。

○議長（馬場又彦君） 夏堀文孝君。

○11番（夏堀文孝君） 今年度の一般会計繰入金がもうすでに1億5,000万近くになっているということで、例えば、この施設は入所率がどれぐらいで推移していけばこの繰り入れをしなくて運営していけるのかその辺はどういう感じですか。

○議長（馬場又彦君） 老健なんぶ事務長。

○老健なんぶ事務長（極檀藤男君） まず、どれぐらいの人数で繰入金がなくやっていけるかということでございますが。まず、70名定床であればやっていけるのかなという気もしますが、現在、人件費の方がかなりかかっているということもございまして。人件費の方が職員の人件費だけで去年の決算の額になりますけれども、1億4,300万と。あと、臨時職員の方が3,800万ということになってございます。それで、給与、人件費だけでございますが1億8,000万の給料でございますね。その他に共済費、社会保険料それから職員の退職手当組合の負担金等々を加えますと、これだけで2億8,000万というふうなことになるので、中々、今の施設を公立でや

っていくのは中々難しいのかなというふうには感じてございます。以上です。

○議長（馬場又彦君） 他に質疑は。工藤正孝君。

○10番（工藤正孝君） 西野議員、夏堀議員との関連に、同じような話にまた、繰り返しになると思いますが。今の説明を聞いていまして、26年度からの一般会計の繰り入れだとかという、そういう問題ではなくて、これはもう、以前から慢性的にこの一般会計の繰り入れ、いわゆる一般的に言えば赤字経営が勃発していると思います。

私も何回も決算書を拝見しますとやはり、人件費が多いのかなと。やはり、公務員の給料では、介護保険の事業というものは無理なのではないのかなという。いわゆる大胆に申し上げますと、末期に近づいているのでは。やらなくてもいいんじゃないかなというふうに、私は思います。

南部クリニックさんの新築移転における厨房区画の土地の購入、またあるいはこれから厨房を新設するという事も踏まえまして、せっかくそういった整備をしてでもまた来年、再来年と同じような話が毎回この議場で繰り返されるのかなというふうに感じております。

給食業務も来年度からとなるとすぐ、この何か月間で給食業務委託業者を選択しなければならないという、取り急ぎばかりの仕事になって、本当に長く続けていくための給食業者さんだとかという選定においては、また掛ける部分があるかと思えます。その掛ける部分があるとまた、一般会計また、老健なんぶの経営に支障をきたすまた数字がここにどんどんどん出てくるのでは、この先、改善策あるいは先行きが明るい見通しにはならないのかなというふうに、私、あるいは皆さんが感じていることなんです。もうすでに計画は動いているわけですが、どこかで線を引く、行動、行為。町長がですね。そちら側ばかりではなく議会陣も交えて、どうしていったらいいのかということも、町長さんはじめ、事務長さんばかりの仕事ではないので、この議場の中で協議していくべき内容にもきているのかと思えますが、その点について何かありましたらお願いします。

○議長（馬場又彦君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 今、老健の方非常に財政的にも厳しい状況になっております。一つは先ほど事務長の方からも話がありましたが、4月、新しい年度に入って、途中年度、臨時職員さんが辞めたりする。そして、再募集を掛ける。なかなか再募集が来ない。それでちょっと今、病院

関係、老健さん含めて賃金の少しアップした募集も今、試みておりますけれども。それもなかなか集まらないと。これは福祉関係、非常にそういう部分で人材不足で困っていると思いますけれども、同じ状況であると。そこで、私自身、老健自体、その町営町立で続けなければならないのかという部分に関しては、やはりこれは議論する必要が私はあると思ってございます。民間でももう、できる。当初、設立された時は、恐らく県内では1カ所、現在も外ヶ浜さんと町立でやっている老健は2カ所だけだと思います。ほとんどまず、民間でやれるという事業なわけでした。去年、ことですか、常勤していた医師が退職されて、医師確保でも難儀いたしました。何とか医療法人さんの方からご協力いただいて今、来ていただいているわけですが。ここの部分についても、町で募集してももう、医師が来ないというのは。医療センター自体もそういう状況でした。まず、医師確保できないともう、縮小せざるを得なくなってくるわけです。逆に民間の方は、移譲する場合は医師を確保できる前提のもとで、動きますので。私はかえって民営化にしていくことをしっかりと議員の皆さんと議論をしながら、「そのほうがいい」というのであれば、逆に利用する住民の方は、満床の部分を利用できるのではないかなど。そしてまず私は、そういうこの先、民営化という部分もありますので、正職員を採用してそこに導入した時に、その後、民営化となった時に、またその職員をオーバーするわけです。ですから、今非常にその判断をどの段階とするかという部分を今、正直、私どもも詰めています。

そして、前の議員さん方ご存知だと思いますけれども、南部病院さんとの土地建物が私もこれ就任して初めて分かったんですが。非常に複雑な部分がありまして。あまり、具体的な部分は南部病院さんの方に失礼になってはいけないので、申し上げられませんけれども。今、その解消も行っております。南部病院さんが移転するというのに合わせて、今の給食の部分、そしてまた、その近くに隣接している土地等も町で逆に、まあ広い面積ではないのですけれども。購入なら購入をして、そして、民間の方に募集を呼び掛けるという形にしないと。今の状況ですと恐らくまた、南部病院さんとの方の色々な部分があって、どの民間もその状況ではちょっとという部分には間違いなくなるなということで、今、副町長も南部病院さんの方と随時、会合を開いて行っているところでございまして。私は今後、わざわざ正職員を採用してまでも確保して、町立でやっていくべきなのか。民間でやれる、民間に委託をして、そこでしっかりとやってもらう。そこについては、財政面的には今、町からどんどん繰り入れしている部分が間違いなくこれは減りますので。ただ、あと数年、建設した時のいわゆる返還があります。ここの部分は町の部分で責任を持って、そこまではしなければならぬと思いますが、あと4年、5年。32年までですので、あと5年分ですか。これは、いずれにしても繰り上げ償還してもいいわけですので。5年で払うのをまず、

1回で払うかの違いだけでありますから。ここは今、私どもも、もう少し整理をしましたら、議員の皆さんと、色々な数字、色々な今までの会合の内容等もしっかりとお話しをさせていただいて、「どの方向がより良い方向だか」ということを決めていきたいと思っております。今、非常に境、どちらに向かうにしても、もう少し、ちょっと時間が必要だという、ちょっと今、その期間であるということをご理解いただきたいと思えます。

○議長（馬場又彦君） 他に質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第106号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第106号は原案のとおり可決されました。

.....

◎議案第107号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 日程第18、議案第107号、南部町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田勉君） それでは、説明資料の15ページをお開きください。議案第107号、南部町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の施行に伴い、いわゆる番号制度の導

入に伴いまして、介護保険条例で規定している介護保険料の徴収猶予及び介護保険料の減免の申請書に、氏名及び住所のほか、個人番号を付して申請することが必要となったため、条例の一部を改正するものでございます。

施行日は、平成28年1月1日でございます。以上でございます。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第107号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第107号は原案のとおり可決されました。

◎陳情第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 日程第19、陳情第1号、若い人も高齢者も安心できる年金を求める意見書採択の陳情を議題とします。教育民生常任委員会における審査が終了しておりますので、委員会の報告を求めます。

教育民生常任委員長。

（教育民生常任委員会委員長 沼畑俊一君 登壇）

○教育民生常任委員会委員長（沼畑俊一君） 去る12月4日の本会議におきまして、本委員会に

付託されました陳情第1号、若い人も高齢者も安心できる年金を求める意見書採択の陳情について、同日、委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

審査の結果は、年金制度については国が責任を持って制度を管理し、検討すべきものであり、町議会としても今後の国の動向を見守っていくべきであると致しまして、全会一致を持って不採択とすべきものと決定しました。

以上で、教育民生常任委員会の陳情の審査結果の報告を終わります。

○議長（馬場又彦君） 教育民生常任委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第1号を採決します。採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。

陳情第1号を採択することに賛成の方は、起立願います。

（起立少数）

○議長（馬場又彦君） ご着席願います。起立少数です。

陳情第1号は不採択とすることに決定しました。

◎常任委員会報告

○議長（馬場又彦君） 日程第20、常任委員会報告を議題といたします。本件は、お手元に配布してあります報告書のとおり、常任委員長から報告がありました。説明を省略し、質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(馬場又彦君) 質疑なしと認めます。

これで、常任委員会報告を終わります。

◎委員会の閉会中の継続調査の件

○議長(馬場又彦君) 日程第21、委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

本件は、お手元に配布しております申出書のとおり、会議規則第75条の規定により常任委員長から閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(馬場又彦君) 異議なしと認めます。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程の追加

○議長(馬場又彦君) お諮りします。

本日、町長から議案第108号、人権擁護委員の候補者の推薦についてが提出されました。

この際、会議規則第22条の規定により、これを日程に追加し、議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(馬場又彦君) 異議なしと認めます。

議案第108号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

ここで会議資料配付のため、暫時休憩いたします。

(午後12時30分)

○議長（馬場又彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
追加日程はお手元に配付のとおりであります。

(午後12時31分)

◎町長追加提出議案提案理由の説明

○議長（馬場又彦君） 追加日程第1、町長追加提出議案提案理由の説明を求めます。町長。
(町長 工藤祐直君 登壇)

○町長（工藤祐直君） それでは、本日追加提案いたしました議案1件につきましてご説明を申し上げます。

議案第108号、人権擁護委員の候補者の推薦についてであります。任期が満了する現在の委員1名を、再任いたしたく、国へ推薦するに当たり、議会の意見を求めるものであります。

推薦する方は、住所、南部町大字苫米地字・・・・・・・・・・、氏名、夏堀佐枝子氏、昭和・年・月・日生まれでございます。

推薦する夏堀氏は、優れた識見と豊富な経験を有しておられますので、適任者と認め推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

なお、委嘱期間につきましては、平成28年4月1日から平成31年3月31日まででございます。

以上、追加提案理由の説明とさせていただきますので、何卒、慎重審議のうえ、ご同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（馬場又彦君） 町長追加提出議案提案理由の説明が終わりました。

◎議案第108号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 日程第18、議案第108号、人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

お諮りします。本案については、説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第108号を採決します。本案はこれに同意することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第108号は、これに同意することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（馬場又彦君） 以上で本定例会に付議されました事件は、全部終了しました。

閉会に当たり、町長から発言の申し出がありますので、これを許します。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） 第66回南部町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、12月4日から本日までの日程で開会され、議員各位には、何かとご多忙の中、ご出席をいただき、誠にありがとうございました。

また、提出いたしました全ての案件につきまして、慎重審議いただき、議決を賜りましたことに対しまして、心からお礼申し上げます。

審議の中で、議員各位からいただきました、町政に対する様々なご意見、ご提言は、十分に配慮させていただき、今後の事業推進に役立てたいと思います。

また、町民の信頼に応えることができるよう、私を始め、職員も勉強をさせていただき、一丸

となって事業の推進に取り組んでまいり所存でございますので、今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

さて、12月に入り、今年も残すところ、わずかとなりました。

来年の干支は、申ということになりますが、12年前の申年を振り返ってみますと、平成16年は、達者村が開村した年であります。

「友（ゆ）～ったり、遊（ゆ）～つくり、農（の）～んびり」をキャッチフレーズにして、それまでのグリーン・ツーリズム事業に、広がりを持たせた、来訪者と住民の交流を深め、双方が触れ合い、みんなが達者になれる村を目指した達者村事業は、第1回「JTB交流文化賞」や「第3回オーライ！ニッポン大賞」でグランプリとなる「内閣総理大臣賞」を受賞するなど、注目を集めました。

町内各種団体が構成される達者村づくり委員会が、達者村の要として舵取り役となり、農家民泊や国際グリーン・ツーリズムなどの事業を展開してきました。

さらに、平成24年8月、達者村事業の推進と地域活性化を目的として設立された、「NPO法人青森なんぶの達者村」は、農家民泊や農業体験修学旅行、また、南部太ネギの販売などを手掛け、売り上げが前期のほぼ2倍となるなど、自立した運営に向けて、着実に歩んでいるものと思われまふ。

景気の状態に目を向けますと、一つの目安とされる株価であります、12年前の平均株価の最高値は1万2,000円ほどでしたが、現在は1万9,000円後半であります。その点から見ますと、日本全体としての景気は持ち直していると思われまふので、国に対しても、何とか、当地方にもその実感が湧くような政策を要望しつつ、町は町として、産業の振興、町民所得の向上に取り組んで参りたいと考えております。

あと3週間ほどで、南部町が誕生してから満10年となります。一般質問でもお答えいたしましたが、10年間で実施してきた事業の数々は、町民との対話を重視し、議会のご理解を得ながら進めてきたものであり、十分な効果が得られているものと考えております。

しかし、社会情勢は刻一刻と変化しておりますので、現状に満足することなく、気持ちを切りかえ、新たなスタートを切る所存であります。

さて、来る1月5日には、合併10周年記念式典を開催いたします。式典におきましては、多くの方々と節目を祝い、新たな決意の場にしたいと考えているところでございますが、その席上、10周年を記念して、当町にゆかりのある5名の方々を、ふるさと応援大使に委嘱したいと考えております。

歌手の琴けい子さん、坂本サトルさん、乙坂しのぶさん、小西礼子さん、坂本りえさんであります。5名の方々には、様々な機会を利用して、南部町のPRに一役買っていただくこととしております。

結びになりますが、日に日に寒さも厳しさを増し、本格的な冬の到来となってまいりました。議員各位におかれましては、どうかくれぐれもご自愛いただきますようお願い申し上げ、また、来る平成28年が、南部町と南部町民にとって、より良き年となりますようお祈りし、閉会に当たりましてのお礼のごあいさつといたします。

ありがとうございました。

○議長（馬場又彦君） 閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、去る4日から本日までの6日間、議会の組織が新たになって、最初の定例会でありましたが、皆様のご協力をいただきまして、無事に議事運営を終えることができました。

誠にありがとうございました。

議員各位におかれましては、提出された案件について、終始ご熱心にご審議を賜り、また、町長をはじめ理事者の皆様には、常に真摯な態度をもって審議にご協力いただきまして、本日、ここに閉会の運びとなりました。議長として、心から厚くお礼申し上げます。

特に緊急の案件がない限り、本日をもって今年納めの議会となりました。これからは、寒さも厳しくなっておりますが、皆様方にはくれぐれもご自愛くださいまして、ご多幸な新年、合併10周年を迎えられますよう、ご祈念申し上げまして、閉会のごあいさつといたします。

これをもちまして、第66回南部町議会定例会を閉会いたします。

(午後12時40分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

南部町議会議長 馬 場 又 彦

署 名 議 員 夏 堀 嘉一郎

署 名 議 員 坂 本 典 男